

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

○網走海区における共同漁業の漁場計画.....	(漁業管理課)	95
○網走海区における区画漁業の漁場計画.....	(漁業管理課)	102
○宗谷海区における共同漁業の漁場計画.....	(漁業管理課)	102
○宗谷海区における区画漁業の漁場計画.....	(漁業管理課)	120
○留萌海区における共同漁業の漁場計画.....	(漁業管理課)	121
○留萌海区における区画漁業の漁場計画.....	(漁業管理課)	128
○内水面における共同漁業の漁場計画.....	(漁業管理課)	129

目次 ページ

告 示

○檜山海区における共同漁業の漁場計画.....	(漁業管理課)	1
○檜山海区における区画漁業の漁場計画.....	(漁業管理課)	10
○渡島海区における共同漁業の漁場計画.....	(漁業管理課)	12
○渡島海区における区画漁業の漁場計画.....	(漁業管理課)	42
○胆振海区における共同漁業の漁場計画.....	(漁業管理課)	54
○胆振海区における区画漁業の漁場計画.....	(漁業管理課)	66
○日高海区における共同漁業の漁場計画.....	(漁業管理課)	71
○日高海区における区画漁業の漁場計画.....	(漁業管理課)	82
○釧路十勝海区における共同漁業の漁場計画.....	(漁業管理課)	82
○釧路十勝海区における区画漁業の漁場計画.....	(漁業管理課)	91
○根室海区における区画漁業の漁場計画.....	(漁業管理課)	93

告 示

北海道告示第998号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、檜山海区における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、関係地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の種類	免許の内容	た る べ き 事 項	関係地区	制 限 又 は 条 件
檜海共第1号	第1種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	上ノ国町地先	檜山海区漁業調整 委員会に備え置く 漁場図のとおり
	同	わかめ漁業			
	同	のり漁業			
	同	ふのり漁業			
	同	てんぐさ漁業			
	同	ぎなんそう漁業			
	同	あわび漁業			
	同	いがい漁業			
	同	えぞばかがい漁業			
	同	つぶ漁業			
	同	なまこ漁業			
	同	うに漁業			
	同	ほや漁業			
	同	たこ漁業			

「道民カレッジ」は、豊かな地域づくりに向けて道民の自主的な生涯学習を応援します。

檜海共第2号	第1種共同漁業	えむし漁業	10月1日から 4月30日まで 1月1日から 12月31日まで 2月1日から 6月30日まで 1月1日から 12月31日まで	江差町地先	江差町	なし
	同	もずく漁業				
	同	かき漁業				
	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業				
	同	ひらめ刺し網漁業				
	同	ほっけ刺し網漁業				
	同	めばる刺し網漁業				
	同	たら刺し網漁業				
	同	さめ刺し網漁業				
	同	たなご・そい・ほていう お刺し網漁業				
	同	あんこう・かすべ刺し網 漁業				
	同	いか・いかなご小型定置 網漁業				
同	ほっけ・ひらめ・たなご ・いわし小型定置網漁業					
同	かれい・ひらめ・ほっけ 底建網漁業					
同	がざみ・ひらつめがにか ご漁業					
檜海共第3号	第3種共同漁業	いわし・いかなご地びき 網漁業	なし			
	第1種共同漁業	こんぶ漁業				
	同	わかめ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	てんぐさ漁業				
	同	ぎんなんそう漁業				
	同	あわび漁業				
	同	いがい漁業				
	同	えぞばかがい漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	なまこ漁業				
同	うに漁業					
同	ほや漁業					

(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
 イ ベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。

(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。
 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。
 イ 網は、水面から水深2分の1以深に敷設しなければならない。

檜海共第4号	第1種共同漁業	たこ漁業	10月1日から 4月30日まで 1月1日から 12月31日まで 2月1日から 6月30日まで 1月1日から 12月31日まで	乙部町地先	乙部町	なし
	同	えむし漁業				
	同	もずく漁業				
	同	かき漁業				
	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業				
	同	ひらめ刺し網漁業				
	同	ほっけ刺し網漁業				
	同	めばる刺し網漁業				
	同	たら刺し網漁業				
	同	さめ刺し網漁業				
	同	たなご・そい・ほていう お刺し網漁業				
同	あんこう・かすべ刺し網 漁業					
同	いか・いかなご小型定置 網漁業					
同	ほっけ・ひらめ・たなご ・いわし小型定置網漁業					
同	かれい・ひらめ・ほっけ 底建網漁業					
同	がざみ・ひらつめがにか ご漁業					
第3種共同漁業	いわし・いかなご地びき 網漁業					
檜海共第5号	第1種共同漁業	こんぶ漁業	乙部町地先	乙部町	なし	
同	わかめ漁業					
同	のり漁業					
同	ふのり漁業					
同	てんぐさ漁業					
同	ぎんなんそう漁業					
同	あわび漁業					
同	いがい漁業					
同	えぞばかがい漁業					
同	つぶ漁業					
同	なまこ漁業					
同	うに漁業					

檜海共第6号	第1種共同漁業	ほ や 漁 業	}	}	}	}				
	同	た こ 漁 業								
	同	え む し 漁 業								
	同	も ず く 漁 業								
	同	か き 漁 業								
	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業								
	同	ひらめ刺し網漁業								
	同	ほっけ刺し網漁業								
	同	めばる刺し網漁業								
	同	たら刺し網漁業					10月1日から			
	同	さめ刺し網漁業					4月30日まで			
	同	たなご・そい・ほていうお刺し網漁業					1月1日から 12月31日まで			
	同	あんこう・かすべ刺し網漁業								
同	いか・いかなご小型定置網漁業	2月1日から 6月30日まで								
同	ほっけ・ひらめ・たなご・いわし小型定置網漁業	1月1日から 12月31日まで								
同	かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業									
同	がざみ・ひらつめがにかご漁業									
檜海共第7号	第3種共同漁業	いわし・いかなご地びき網漁業	}	}	}	}				
	第1種共同漁業	こ ん ぶ 漁 業					熊石町地先	}	熊石町	な し
	同	わ か め 漁 業								
	同	の り 漁 業								
	同	ふ の り 漁 業								
	同	て ん ぐ さ 漁 業								
	同	ぎ ん な ん そ う 漁 業								
	同	あ わ び 漁 業								
	同	い が い 漁 業								
	同	え ぞ ば か が い 漁 業								
同	つ ぶ 漁 業									
同	な ま こ 漁 業									

(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
 イ ベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。

(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。
 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。
 イ 網は、水面から水深2分の1以深に敷設しなければならない。

檜海共第8号	第1種共同漁業	う に 漁 業	10月1日から 4月30日まで 1月1日から 12月31日まで 2月1日から 6月30日まで 1月1日から 12月31日まで	大成町地先	大成町 字長磯 字貝取潤 字平浜 字宮野	<p>(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p> <p>(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深2分の1以深に敷設しなければならない。</p>
	同	ほ や 漁 業				
	同	た こ 漁 業				
	同	え む し 漁 業				
	同	も ず く 漁 業				
	同	か き 漁 業				
	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業				
	同	ひらめ刺し網漁業				
	同	ほっけ刺し網漁業				
	同	めばる刺し網漁業				
	同	たら刺し網漁業				
	同	さめ刺し網漁業				
同	たなご・そい・ほていうお刺し網漁業					
同	あんこう・かすべ刺し網漁業					
同	いか・いかなご小型定置網漁業					
同	ほっけ・ひらめ・たなご・いわし小型定置網漁業					
同	かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業					
同	がざみ・ひらつめがにかご漁業					
檜海共第9号	第3種共同漁業	いわし・いかなご地びき網漁業				
	第1種共同漁業	こ ん ぶ 漁 業				
	同	わ か め 漁 業				
	同	の り 漁 業				
	同	ふ の り 漁 業				
	同	て ん ぐ さ 漁 業				
	同	ぎ ん な ん そ う 漁 業				
	同	あ わ び 漁 業				
	同	い が い 漁 業				
同	え ぞ ば か が い 漁 業					
同	つ ぶ 漁 業					

檜海共第10号	第1種共同漁業	なまこ漁業				
	同	うに漁業				
	同	ほや漁業				
	同	たこ漁業				
	同	えむし漁業				
	同	もずく漁業				
	同	かき漁業				
	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深2分の1以深に敷設しなければならない。
	同	ひらめ刺し網漁業				
	同	ほっけ刺し網漁業				
	同	めばる刺し網漁業				
	同	たら刺し網漁業	10月1日から			
	同	さめ刺し網漁業	4月30日まで			
同	たなご・そい・ほていうお刺し網漁業	1月1日から				
同		12月31日まで				
同	あんこう・かすべ刺し網漁業					
同	いか・いかなご小型定置網漁業	2月1日から				
同		6月30日まで				
同	ほっけ・ひらめ・たなご・いわし小型定置網漁業	1月1日から				
同		12月31日まで				
檜海共第11号	第3種共同漁業	かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業				
	同	がざみ・ひらつめがにかご漁業				
	第3種共同漁業	いわし・いかなご地びき網漁業				
	第1種共同漁業	こんぶ漁業			大成町	なし
	同	わかめ漁業			字花歌	
	同	のり漁業			字久遠	
	同	ふのり漁業			字本陣	
	同	てんぐさ漁業			字都	
	同	ぎんなんそう漁業			字上浦	
	同	あわび漁業			字富磯	
同	いがい漁業			字太田		
同	えぞばかがい漁業					

檜海共第12号	第1種共同漁業	つ ぶ 漁 業	10月1日から 4月30日まで 1月1日から 12月31日まで 2月1日から 6月30日まで 1月1日から 12月31日まで			<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深2分の1以深に敷設しなければならない。
	同	な ま こ 漁 業				
	同	う に 漁 業				
	同	ほ や 漁 業				
	同	た こ 漁 業				
	同	え む し 漁 業				
	同	も ず く 漁 業				
	同	か き 漁 業				
	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業				
	同	ひらめ刺し網漁業				
	同	ほっけ刺し網漁業				
	同	めばる刺し網漁業				
同	たら刺し網漁業					
同	さめ刺し網漁業					
同	たなご・そい・ほていうお刺し網漁業					
同	あんこう・かすべ刺し網漁業					
同	いか・いかなご小型定置網漁業					
同	ほっけ・ひらめ・たなご・いわし小型定置網漁業					
同	かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業					
同	がざみ・ひらつめがにかご漁業					
檜海共第13号	第3種共同漁業	いわし・いかなご地びき網漁業	瀬棚町及び北檜山町地先		瀬棚町及び北檜山町	なし
	第1種共同漁業	こ ん ぶ 漁 業				
	同	わ か め 漁 業				
	同	の り 漁 業				
	同	ふ の り 漁 業				
	同	て ん ぐ さ 漁 業				
	同	ぎ ん な ん そ う 漁 業				
	同	あ わ び 漁 業				
同	い が い 漁 業					

檜海共第14号	第1種共同漁業	えぞばかがい漁業					
	同	つぶ漁業					
	同	なまこ漁業					
	同	うに漁業					
	同	ほや漁業					
	同	たこ漁業					
	同	えむし漁業					
	同	もずく漁業					
	同	かき漁業					
	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業					10月1日から 4月30日まで
	同	ひらめ刺し網漁業					
	同	ほっけ刺し網漁業					1月1日から 12月31日まで
	同	めばる刺し網漁業					
	同	たら刺し網漁業					2月1日から 6月30日まで
同	さめ刺し網漁業						
同	たなご・そい・ほていう お刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで					
同	あんこう・かすべ刺し網 漁業						
同	いか・いかなご小型定置 網漁業	1月1日から 12月31日まで					
同	ほっけ・ひらめ・たなご ・いわし小型定置網漁業						
同	かれい・ひらめ・ほっけ 底建網漁業	がざみ・ひらつめがにか ご漁業					
同	がざみ・ひらつめがにか ご漁業						
檜海共第15号	第3種共同漁業	いわし・いかなご地びき 網漁業	奥尻町地先	奥尻町	なし		
	第1種共同漁業	こんぶ漁業					
	同	わかめ漁業					
	同	のり漁業					
	同	ふのり漁業					
	同	てんぐさ漁業					
	同	ぎんなんそう漁業					
同	あわび漁業						

(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
 イ ベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。

(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。
 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。
 イ 網は、水面から水深2分の1以深に敷設しなければならない。

檜海共第16号	第1種共同漁業	い が い 漁 業				
	同	ほ た て が い 漁 業				
	同	え ぞ ば が い 漁 業				
	同	つ ぶ 漁 業				
	同	な ま こ 漁 業				
	同	う に 漁 業				
	同	ほ や 漁 業				
	同	た こ 漁 業				
	同	え む し 漁 業				
	同	も ず く 漁 業				
	同	か き 漁 業				
	第2種共同漁業	か れ い 刺 し 網 漁 業				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深2分の1以深に敷設しなければならない。
	同	ひ ら め 刺 し 網 漁 業				
	同	ほ っ け 刺 し 網 漁 業				
同	め ば る 刺 し 網 漁 業					
同	た ら 刺 し 網 漁 業	10月1日から				
同	さ め 刺 し 網 漁 業	4月30日まで				
同	た な ご ・ そ い ・ ほ て い う お 刺 し 網 漁 業	1月1日から				
同	あ ん こ う ・ か す べ 刺 し 網 漁 業	12月31日まで				
同	い か ・ い か な ご 小 型 定 置 網 漁 業	2月1日から				
同	ほ っ け ・ ひ ら め ・ た な ご ・ い わ し 小 型 定 置 網 漁 業	6月30日まで				
同	か れ い ・ ひ ら め ・ ほ っ け 底 建 網 漁 業	1月1日から				
同	が ざ み ・ ひ ら つ め が に か ご 漁 業	12月31日まで				
第3種共同漁業	い わ し ・ い か な ご 地 び き 網 漁 業					
檜海共第17号	第1種共同漁業	た こ 漁 業		上ノ国町	な し	
檜海共第18号	第2種共同漁業	か れ い 刺 し 網 漁 業		江差町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速や	
	同	ひ ら め 刺 し 網 漁 業		乙部町		
	同	ほ っ け 刺 し 網 漁 業		熊石町		
	同	め ば る 刺 し 網 漁 業		大成町 瀬棚町		
				先		

第2種共同漁業	たら 刺し網漁業	} 10月1日から 4月30日まで
同	さめ 刺し網漁業	
同	あんこう・かすべ刺し網漁業	} 1月1日から 12月31日まで

北檜山町
奥尻町

かに海中に戻さなければならない。
イ ベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

北海道告示第999号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、檜山海区における区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成20年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容たるべき事項			地元地区 制限又は条件		
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	
上国海区第1号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業	} 1月1日から 12月31日まで	} 上ノ国町地先	} 檜山海区漁業調整委員会に備え置く漁場図のとおり	} 上ノ国町
上国海区第2号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業				
上国海区第3号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業				
	同	あわび養殖業				
上国海区第4号	第1種区画漁業	あわび養殖業				
	同	ドナルドソン養殖業				
	同	ひらめ養殖業				
	同	ほっけ養殖業				
江海区第1号	第1種区画漁業	うに養殖業	} 1月1日から 12月31日まで	} 江差町地先 乙部町地先	} 江差町 乙部町	} なし
乙海区第1号	第3種区画漁業	うに養殖業				
乙海区第2号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業				
	同	ほたてがい養殖業				} 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
乙海区第3号	第1種区画漁業	あわび養殖業				
熊海区第1号	第1種区画漁業	あわび養殖業		} 熊石町地先 大成町地先	} 熊石町 大成町	} なし
大海区第1号	第1種区画漁業	あわび養殖業				
大海区第2号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業			} 大成町 字長磯	} 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、

大海区第3号	第3種区画漁業	あわび養殖業			字貝取潤 字平浜 字宮野	昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
大海区第4号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業				
北海区第1号	第3種区画漁業	うに養殖業	北檜山町地先		大成町 字花歌 字久遠 字本陣 字都 字上浦 字富磯 字太田	なし
北海区第2号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業				
瀬海区第1号	同	こんぶ養殖業	瀬棚町地先			なし
	同	かき養殖業				
瀬海区第2号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業				区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
	同	こんぶ養殖業				
奥海区第1号	第1種区画漁業	かき養殖業	奥尻町地先		奥尻町	
	第3種区画漁業	こんぶ養殖業				
奥海区第2号	同	あわび養殖業				
	第1種区画漁業	うに養殖業				
奥海区第3号	同	あわび養殖業				
	第3種区画漁業	うに養殖業				
奥海区第4号	第1種区画漁業	あわび養殖業				
奥海区第5号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業				
奥海区第6号	第3種区画漁業	あわび養殖業				
	同	うに養殖業				
	第1種区画漁業	こんぶ養殖業				

第3種区画漁業 う に 養 殖 業

北海道告示第1000号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、渡島海区における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、関係地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	制限又は条件
渡海共第1号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から 12月31日まで	長万部町地先	渡島海区漁業調整 委員会に備え置く 漁場図のとおり	長万部町	なし
	同	こんぶ漁業					
	同	てんぐさ漁業					
	同	のり漁業					
	同	ふのり漁業					
	同	まつも漁業					
	同	わかめ漁業					
	同	あわび漁業					
	同	いがい漁業					
	同	えぞばかがい漁業					
	同	さらがい漁業					
	同	つぶ漁業					
	同	ほたてがい漁業					
	同	ほっきがい漁業					
渡海共第3号	第1種共同漁業	こんぶ漁業		八雲町地先		八雲町（東 野、落部及 び栄浜を除 く。）	
	同	のり漁業					
	同	ふのり漁業					
	同	わかめ漁業					
	同	いがい漁業					
	同	えぞばかがい漁業					
同	さらがい漁業						

渡海共第5号	第1種共同漁業	つ ぶ 漁 業				
	同	ほ た て が い 漁 業				
	同	ほ っ き が い 漁 業				
	同	う に 漁 業				
	同	え む し 漁 業				
	同	た こ 漁 業				
	同	な ま こ 漁 業				
	第1種共同漁業	こ ん ぶ 漁 業				
	同	ふ の り 漁 業				
	同	わ か め 漁 業				
同	あ わ び 漁 業					
同	い が い 漁 業					
同	つ ぶ 漁 業					
同	ほ た て が い 漁 業					
同	ほ っ き が い 漁 業					
同	う に 漁 業					
同	え む し 漁 業					
同	た こ 漁 業					
同	な ま こ 漁 業					
渡海共第7号	第1種共同漁業	ぎ ん な ん そ う 漁 業	}	森町地先		}
	同	こ ん ぶ 漁 業				
	同	の り 漁 業				
	同	ふ の り 漁 業				
	同	わ か め 漁 業				
	同	あ わ び 漁 業				
	同	い が い 漁 業				
	同	つ ぶ 漁 業				
	同	ほ た て が い 漁 業				
	同	ほ っ き が い 漁 業				
同	う に 漁 業					
同	え む し 漁 業					
同	た こ 漁 業					
同	な ま こ 漁 業					
渡海共第9号	第1種共同漁業	ぎ ん な ん そ う 漁 業	}	砂原町地先		}
	同	こ ん ぶ 漁 業				

八雲町東野、
落部及び栄
浜

森町

砂原町

	第1種共同漁業	のり漁業					
	同	ふのり漁業					
	同	まつも漁業					
	同	わかめ漁業					
	同	えぞわすれがい漁業					
	同	つぶ漁業					
	同	ほたてがい漁業					
	同	ほっきがい漁業					
	同	うに漁業					
	同	えむし漁業					
	同	たこ漁業					
	同	なまこ漁業					
渡海共第11号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	鹿部町地先	鹿部町			
	同	こんぶ漁業					
	同	ちがいそ漁業					
	同	のり漁業					
	同	ふのり漁業					
	同	わかめ漁業					
	同	いがい漁業					
	同	つぶ漁業					
	同	ほたてがい漁業					
	同	ほっきがい漁業					
	同	うに漁業					
	同	えむし漁業					
	同	たこ漁業					
	同	なまこ漁業					
渡海共第12号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業			(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は		
	同	たら刺し網漁業	12月1日から翌年3月31日まで				
	同	ちか・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から12月31日まで				
	同	ながずか刺し網漁業	3月1日から				
	同	にしん刺し網漁業	6月30日まで				

	第2種共同漁業	はたはた刺し網漁業	5月1日から 翌年 1月31日まで			統数並びに使用する漁船の総トン数の 最高限度を規定しなければならない。	
	同	ほっけ・めばる・さば刺 し網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	同	ほていうお刺し網漁業	12月1日から 翌年 3月31日まで				
	同	いかなご小型定置網漁業	6月1日から 9月15日まで				
	同	はたはた小型定置網漁業	11月1日から 翌年 1月31日まで				
	同	ます・ほっけ・かれい・ いか小型定置網漁業	12月15日から 翌年 9月9日まで				
	第3種共同漁業	かれい地びき網漁業	3月1日から 5月31日まで				
	同	ちか地びき網漁業	6月1日から 翌年 2月末日まで				
渡海共第13号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から 12月31日まで	南茅部町地先	南茅部町字 岩戸、字双 見、字大船、 字豊崎、字 白尻及び字 安浦		な し
	同	こんぶ漁業					
	同	ちがいそ漁業					
	同	てんぐさ漁業					
	同	のり漁業					
	同	ふのり漁業					
	同	まつも漁業					
	同	わかめ漁業					
	同	あさり漁業					
	同	いがい漁業					
	同	つぶ漁業					
	同	ほたてがい漁業					
	同	ほっきがい漁業					
同	うに漁業						
同	えむし漁業						
同	たこ漁業						

渡海共第14号	第1種共同漁業	なまこ漁業				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。
	第2種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業				
	同	かれい刺し網漁業				
	同	たら刺し網漁業	12月1日から翌年3月31日まで			
	同	ちか・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から12月31日まで			
	同	ながずか刺し網漁業	3月1日から			
	同	にしん刺し網漁業	6月30日まで			
	同	はたはた刺し網漁業	5月1日から翌年1月31日まで			
	同	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで			
	同	ほていうお刺し網漁業	12月1日から翌年3月31日まで			
	同	はたはた小型定置網漁業	11月1日から翌年1月31日まで			
	同	ます・ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業	12月15日から翌年9月9日まで			
	渡海共第15号	第3種共同漁業	ちか地びき網漁業	6月1日から翌年2月末日まで		
第1種共同漁業		ぎんなんそう漁業	1月1日から		南茅部町字川汲、字尾札部、字木直及び字古部	
同		こんぶ漁業	12月31日まで			
同		ちがいそ漁業				
同		てんぐさ漁業				
同		のり漁業				
同		ふのり漁業				
同		まつも漁業				
同		わかめ漁業				

渡海共第16号	第1種共同漁業	あさり漁業				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	
	同	いがい漁業					
	同	つぶ漁業					
	同	ほたてがい漁業					
	同	ほっきがい漁業					
	同	うに漁業					
	同	えむし漁業					
	同	たこ漁業					
	同	なまこ漁業					
	同	第2種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業				
同	同	かれい刺し網漁業					
同	同	たら刺し網漁業	12月1日から翌年3月31日まで				
同	同	ちか・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から12月31日まで				
同	同	ながずか刺し網漁業	3月1日から6月30日まで				
同	同	にしん刺し網漁業	5月1日から翌年1月31日まで				
同	同	はたはた刺し網漁業	1月1日から12月31日まで				
同	同	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	12月1日から翌年3月31日まで				
同	同	はていうお刺し網漁業	11月1日から翌年1月31日まで				
同	同	はたはた小型定置網漁業	12月15日から翌年9月9日まで				
同	同	ます・ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業	6月1日から翌年2月末日まで				
同	第3種共同漁業	ちか地びき網漁業	1月1日から12月31日まで				
渡海共第17号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	椴法華村地先	椴法華村	なし	
	同	こんぶ漁業					

渡海共第18号	第1種共同漁業	ちがいそ漁業	12月1日から 翌年 4月30日まで				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	てんぐさ漁業					
	同	のり漁業					
	同	ふのり漁業					
	同	まつも漁業					
	同	わかめ漁業					
	同	いがい漁業					
	同	つぶ漁業					
	同	うに漁業					
	同	たこ漁業					
	同	なまこ漁業					
	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業					
	同	ひらめ刺し網漁業					
同	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業						
同	ほていうお刺し網漁業						
渡海共第19号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から 12月31日まで	恵山町地先		恵山町字御崎及び字恵山	なし
	同	こんぶ漁業					
	同	ちがいそ漁業					
	同	てんぐさ漁業					
	同	のり漁業					
	同	ふのり漁業					
	同	まつも漁業					
	同	わかめ漁業					
	同	あわび漁業					
	同	いがい漁業					
	同	つぶ漁業					
	同	ほたてがい漁業					
	同	うに漁業					
同	えむし漁業						
同	たこ漁業						

渡海共第20号	第1種共同漁業	なまこ漁業	12月1日から 翌年 4月30日まで			
	同	ほや漁業				
	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業				
	同	ひらめ刺し網漁業				
	同	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業				
	同	ほていうお刺し網漁業				
渡海共第21号	同	ほっけ・かれい・いか・いわし小型定置網漁業	12月15日から 翌年 9月7日まで	恵山町字古武井、字日ノ浜及び字女那川（北海道水産林務部函根点No.1（北海道水産林務部三角点水D10～）から335度41分36秒408.99メートルの点を通る経線より以東の区域に限る。）	なし	
	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	こんぶ漁業				
	同	ちがいそ漁業				
	同	てんぐさ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
	同	わかめ漁業				
	同	あわび漁業				
	同	いがい漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	ほたてがい漁業				
	同	うに漁業				
	同	えむし漁業				
	同	たこ漁業				
同	なまこ漁業					
同	ほや漁業					

渡海共第22号	第2種共同漁業	あんこう刺し網漁業				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	
	同	かれい刺し網漁業					
	同	ひらめ刺し網漁業					
	同	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業					
	同	ほていうお刺し網漁業					12月1日から翌年4月30日まで
	同	ほっけ・かれい・いか・いわし小型定置網漁業					12月15日から翌年9月7日まで
	同	ほっけ・かれい底建網漁業					1月1日から12月31日まで
	同	くりがにかご漁業					3月1日から8月31日まで
	同	ひらつめがにかご漁業					
	第3種共同漁業	かれい地びき網漁業					
同	ちか地びき網漁業	6月1日から翌年2月末日まで					
渡海共第23号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで		恵山町字女那川（北海道水産林務部 函根点 No.1（北海道水産林務部三角点水 D10～）から335度41分36秒408.99メートルの点を通る経線より以東の区域を除く。） 字中浜、字大澗、字豊浦及び字日浦（北海道水産林務部		
	同	こんぶ漁業					
	同	ちがいそ漁業					
	同	てんぐさ漁業					
	同	のり漁業					
	同	ふのり漁業					
	同	まつも漁業					
	同	わかめ漁業					
	同	あさり漁業					
	同	あわび漁業					
	同	いがい漁業					
	同	つぶ漁業					
	同	ほたてがい漁業					
	同	うに漁業					
同	えむし漁業						
同	たこ漁業						
					なし		

渡海共第24号	第1種共同漁業	なまこ漁業	12月1日から翌年4月30日まで	図根点No.3 (北海道水産林務部三角点水D11～)から58度28分43秒209.02メートルの点を通る経線より以東の区域に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
	同	ほや漁業			
	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業			
	同	ひらめ刺し網漁業			
	同	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業			
	同	ほっけ・かれい・いか・いわし小型定置網漁業			
	同	ほっけ・かれい底建網漁業			
渡海共第25号	第3種共同漁業	ちか地びき網漁業	6月1日から翌年2月末日まで	恵山町字日浦(北海道水産林務部図根点No.3(北海道水産林務部三角点水D11～)から58度28分43秒209.02メートルの点を通る経線より以東の区域を除く。)	なし
	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで		
	同	こんぶ漁業			
	同	ちがいそ漁業			
	同	てんぐさ漁業			
	同	のり漁業			
	同	ふのり漁業			
	同	まつも漁業			
	同	わかめ漁業			
	同	あわび漁業			
	同	いがい漁業			
	同	つぶ漁業			
	同	うに漁業			
	同	えむし漁業			
同	たこ漁業				
渡海共第26号	第1種共同漁業	なまこ漁業	12月1日から翌年4月30日まで	図根点No.3 (北海道水産林務部三角点水D11～)から58度28分43秒209.02メートルの点を通る経線より以東の区域に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業			
同	ひらめ刺し網漁業				

	第2種共同漁業	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業				<p>9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p> <p>(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。</p> <p>ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。</p> <p>イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。</p> <p>ウ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。</p>
	同	ほていうお刺し網漁業	12月1日から翌年4月30日まで			
	同	ほっけ・かれい・いか・いわし小型定置網漁業	12月15日から翌年9月7日まで			
	同	ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで			
	第3種共同漁業	いわし地びき網漁業				
渡海共第27号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業		戸井町地先	戸井町字原木町、字二見町、字浜町、字館町、字泊町及び字弁才町	なし
	同	こんぶ漁業				
	同	ちがいそ漁業				
	同	てんぐさ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
	同	わかめ漁業				
	同	あわび漁業				
	同	いがい漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	うに漁業				
	同	えむし漁業				
	同	たこ漁業				
	同	なまこ漁業				
渡海共第28号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業		戸井町字瀬田来町、字汐首町及び字釜谷町		
	同	こんぶ漁業				
	同	ちがいそ漁業				
	同	てんぐさ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
	同	わかめ漁業				

渡海共第29号	第1種共同漁業	あさり漁業	}	}	}	}				
	同	あわび漁業								
	同	いがい漁業								
	同	つぶ漁業								
	同	うに漁業								
	同	えむし漁業								
	同	たこ漁業								
	同	なまこ漁業								
	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業					}	}	}	}
	同	たなご刺し網漁業								
同	たら刺し網漁業	12月1日から翌年4月30日まで								
同	ひらめ刺し網漁業	}	}	}	}					
同	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業					1月1日から12月31日まで				
同	ほていうお刺し網漁業	}	}	}	}					
同	ちか・たなご小型定置網漁業					12月1日から翌年4月30日まで				
同	ほっけ・かれい・いか・いわし小型定置網漁業	}	}	}	}					
同	ぎんなんそう漁業					12月15日から翌年9月7日まで				
渡海共第30号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	}	}	}	}				
同	同	こんぶ漁業					1月1日から12月31日まで			
同	同	ちがいそ漁業								
同	同	つのまた漁業								
同	同	のり漁業								
同	同	ひじき漁業								
同	同	ふのり漁業								
同	同	まつも漁業								
同	同	わかめ漁業								
同	同	あわび漁業								
同	同	いがい漁業								
同	同	つぶ漁業								
同	同	うに漁業								

戸井町（字小安町を除く。）

- (1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
- (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

戸井町字小安町

なし

渡海共第31号	第1種共同漁業	えむし漁業				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	たこ漁業				
	同	なまこ漁業				
	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業				
	同	たなご刺し網漁業				
	同	ひらめ刺し網漁業				
	同	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業				
	同	ほていうお刺し網漁業	12月1日から翌年4月30日まで			
	同	いかなご小型定置網漁業	6月1日から9月15日まで			
	同	ちか・たなご小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで			
渡海共第32号	同	ほっけ・かれい・いか・いわし小型定置網漁業	12月15日から翌年9月7日まで			
	同	はもどう漁業	5月1日から12月31日まで			
	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	函館市地先	函館市石崎町、鶴野町及び白石町	なし
	同	こんぶ漁業				
	同	ちがいそ漁業				
	同	てんぐさ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ひじき漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
	同	わかめ漁業				
	同	あわび漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	ほたてがい漁業				
同	うに漁業					
同	えむし漁業					
同	たこ漁業					
同	なまこ漁業					
同	ほや漁業					

渡海共第33号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業	12月1日から翌年4月30日まで			(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
	同	たなご刺し網漁業				
	同	ちか・きゅうりうお刺し網漁業				
	同	ひらめ刺し網漁業				
	同	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業				
同	ほていうお刺し網漁業	12月15日から翌年9月7日まで				
同	同	ちか・たなご小型定置網漁業	12月15日から翌年9月7日まで			
同	同	ほっけ・かれい・いか・いわし小型定置網漁業	12月15日から翌年9月7日まで			
同	同	ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで			
渡海共第34号	第3種共同漁業	たなご地びき網漁業			函館市銭亀町、新湊町、古川町及び石倉町	なし
	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業				
	同	こんぶ漁業				
	同	ちがいそ漁業				
	同	つのまた漁業				
	同	てんぐさ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ひじき漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
	同	わかめ漁業				
	同	あわび漁業				
	同	いがい漁業				
	同	つぶ漁業				
同	うに漁業					
同	えむし漁業					
同	たこ漁業					
同	なまこ漁業					
渡海共第35号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規
	同	たなご刺し網漁業				

	第2種共同漁業	たら 刺し網漁業	12月1日から 翌年 4月30日まで			定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
	同	ひらめ 刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業				
	同	ほていうお 刺し網漁業	12月1日から 翌年 4月30日まで			(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。
	同	ちか・たなご 小型定置網漁業	12月15日から 翌年			イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。
	同	ほっけ・かれい・いか・いわし 小型定置網漁業	9月7日まで			ウ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。
	同	ほっけ・かれい 底建網漁業	1月1日から 12月31日まで			
渡海共第36号	第1種共同漁業	ぎんなんそう 漁業			函館市志海 苔町、赤坂 町、瀬戸川 町、高松町 及び根崎町	な し
	同	こんぶ 漁業				
	同	ちがいそ 漁業				
	同	つのまた 漁業				
	同	てんぐさ 漁業				
	同	のり 漁業				
	同	ひじき 漁業				
	同	ふのり 漁業				
	同	まつも 漁業				
	同	わかめ 漁業				
	同	あさり 漁業				
	同	あわび 漁業				
	同	つぶ 漁業				
	同	ほたてがい 漁業				
	同	うに 漁業				
	同	えむし 漁業				
	同	たこ 漁業				
	同	なまこ 漁業				
	同	ほや 漁業				
渡海共第37号	第2種共同漁業	かれい 刺し網漁業				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規
	同	たなご 刺し網漁業				

	第2種共同漁業	ちか・きゅうりうお刺し網漁業				定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
	同	ひらめ刺し網漁業				(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業				(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。
	同	ほていうお刺し網漁業	12月1日から翌年4月30日まで			ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。
	同	ちか・たなご小型定置網漁業	12月15日から翌年7月14日まで			イ 網は、水面から水深の3分の2以下に敷設しなければならない。
	同	ほっけ・かれい・いか・いわし小型定置網漁業				ウ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
	同	ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで			
	同	はもどう漁業	5月1日から12月31日まで			
渡海共第38号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで		函館市(石崎町、鶴野町、白石町、志海苔町、赤坂町、瀬戸川町、高松町、根崎町、銭亀町、新湊町、古川町及び石倉町を除く。)	なし
	同	こんぶ漁業				
	同	ちがいそ漁業				
	同	つのまた漁業				
	同	てんぐさ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ひじき漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
	同	わかめ漁業				
	同	あかざらがい漁業				
	同	あわび漁業				
	同	いがい漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	ほたてがい漁業				
	同	ほっきがい漁業				
	同	うに漁業				
	同	えむし漁業				
	同	たこ漁業				
	同	なまこ漁業				

渡海共第39号	第1種共同漁業	ほ や 漁 業				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。
	第2種共同漁業	かれい 刺し網漁業				
	同	ちか・きゅうりうお刺し網漁業				
	同	ひらめ 刺し網漁業				
	同	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業				
	同	ほていうお刺し網漁業	12月1日から翌年4月30日まで			
	同	いかなご小型定置網漁業	6月1日から9月15日まで			
	同	ちか・たなご小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで			
	同	ほっけ・かれい・いか・いわし小型定置網漁業	12月18日から翌年9月7日まで			
	同	たら・ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで			
渡海共第40号	第3種共同漁業	がざみかご漁業				なし
	同	くりがにかご漁業				
	同	はもどう漁業	5月1日から12月31日まで			
	第3種共同漁業	ちか地びき網漁業	6月1日から翌年2月末日まで			
	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	上磯町地先	上磯町七重浜、東浜、中央、飯生、谷好、富川及び字館野	
	同	こんぶ漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
	同	わかめ漁業				
	同	あかがい漁業				
同	あざらがい漁業					
同	あさり漁業					
同	あわび漁業					
同	いがい漁業					
同	えぞいしかげがい漁業					

渡海共第41号	第1種共同漁業	えぞばかがい漁業				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
	同	かき漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	ほっきがい漁業				
	同	うに漁業				
	同	えむし漁業				
	同	たこ漁業				
	同	なまこ漁業				
	同	ほや漁業				
	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業				
	同	しゃこ刺し網漁業	4月1日から8月31日まで			
	同	しらうお刺し網漁業	3月1日から7月31日まで			
	同	ちか・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から12月31日まで			
	同	ひらめ刺し網漁業				
同	ほっけ・めばる刺し網漁業					
同	ちか・たなご小型定置網漁業					
同	ほっけ・かれい・いか・いわし小型定置網漁業	12月15日から翌年9月20日まで				
同	たら・ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで				
同	がざみかご漁業					
同	くりがにかご漁業					
同	はもどう漁業	5月1日から12月31日まで				
第3種共同漁業	ちか地びき網漁業	6月1日から翌年2月末日まで				
渡海共第42号	第1種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで		上磯町字矢不來及び茂辺地	
	同	てんぐさ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ひじき漁業				

渡海共第43号	第1種共同漁業	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
	同	もずく漁業				
	同	わかめ漁業				
	同	あかがい漁業				
	同	あざらがい漁業				
	同	あさり漁業				
	同	あわび漁業				
	同	かき漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	ほっきがい漁業				
	同	うに漁業				
	同	えむし漁業				
	同	たこ漁業				
渡海共第43号	第2種共同漁業	ほや漁業				
	同	かれい刺し網漁業				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。
	同	たなご刺し網漁業				
	同	ちか・きゅうりうお刺し網漁業				
	同	ひらめ刺し網漁業				
	同	ほっけ・めばる刺し網漁業				
	同	ほっけ・かれい・いか・いわし小型定置網漁業	12月26日から翌年9月5日まで			
同	たら・ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで				
渡海共第44号	同	くりがにかご漁業				
	第1種共同漁業	こんぶ漁業			上磯町当別及び三ツ石	
	同	てんぐさ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ひじき漁業				
					なし	

渡海共第45号	第1種共同漁業	ふのり漁業	12月26日から 翌年 9月5日まで 1月1日から 12月31日まで	木古内町地先	木古内町	なし
	同	まつも漁業				
	同	もずく漁業				
	同	わかめ漁業				
	同	あさり漁業				
	同	あわび漁業				
	同	いがい漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	ほっきがい漁業				
	同	うに漁業				
	同	えむし漁業				
	同	たこ漁業				
	同	なまこ漁業				
	同	ほや漁業				
渡海共第46号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業	なし	なし	なし	
	同	たなご刺し網漁業				
	同	ひらめ刺し網漁業				
	同	ほっけ・めばる刺し網漁業				
	同	ほっけ・かれい・いか・いわし小型定置網漁業				
	同	たら・ほっけ・かれい底建網漁業				
渡海共第46号	第1種共同漁業	こんぶ漁業	なし	なし	なし	
	同	のり漁業				
	同	ひじき漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
	同	もずく漁業				

(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。

(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。
ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。
イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。
ウ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。

渡海共第47号	第1種共同漁業	わかめ漁業				
	同	あさり漁業				
	同	あわび漁業				
	同	さらがい漁業				
	同	たいらぎ漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	ほっきがい漁業				
	同	うに漁業				
	同	えむし漁業				
	同	たこ漁業				
渡海共第48号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。
	同	たなご刺し網漁業				
	同	ひらめ刺し網漁業				
	同	ほっけ・かれい・いか・いわし小型定置網漁業	12月15日から翌年8月31日まで			
	同	たら・ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで			
	同	はもどう漁業	5月1日から12月31日まで			
渡海共第48号	第1種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	知内町地先	知内町	なし
	同	てんぐさ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
	同	わかめ漁業				
	同	あわび漁業				
同	いがい漁業					

渡海共第49号	第1種共同漁業	さらがい漁業						
	同	たいらぎ漁業						
	同	つぶ漁業						
	同	ほっきがい漁業						
	同	うに漁業						
	同	えむし漁業						
	同	たこ漁業						
	同	なまこ漁業						
	同	ほや漁業						
	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業					12月15日から 翌年 9月5日まで	
同	たなご刺し網漁業							
同	ひらめ刺し網漁業							
同	ほっけ・めばる刺し網漁業							
同	ほっけ・かれい・いか・いわし小型定置網漁業							
同	たら・ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から 12月31日まで	福島町地先	福島町字岩部、字浦和、字日の出、字塩釜、字月崎、字三岳、字福島、字日向及び字白符	なし			
同	はもどう漁業	5月1日から 12月31日まで						
第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から 12月31日まで				福島町地先	福島町字岩部、字浦和、字日の出、字塩釜、字月崎、字三岳、字福島、字日向及び字白符	なし
同	こんぶ漁業							
同	つのまた漁業							
同	てんぐさ漁業							
同	のり漁業							
同	ひじき漁業							
同	ふのり漁業							
同	まつも漁業							
同	わかめ漁業							
同	あわび漁業							
同	いがい漁業							

渡海共第51号	第1種共同漁業	か き 漁 業	5月1日から 12月31日まで			
	同	つ ぶ 漁 業				
	同	う に 漁 業				
	同	え む し 漁 業				
	同	た こ 漁 業				
	同	な ま こ 漁 業				
	同	ほ や 漁 業				
	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業				
	同	たなご刺し網漁業				
	同	ひらめ刺し網漁業				
同	ほっけ・めばる刺し網漁業					
同	ほっけ・かれい・いか・いわし小型定置網漁業					
同	ほっけ・かれい底建網漁業					
同	は も どう 漁 業					
渡海共第52号	第1種共同漁業	ぎ ん な ん そ う 漁 業	1月1日から 12月31日まで		福島町字宮歌、字豊浜、字吉岡、字館崎、字吉野及び字松浦	な し
	同	こ ん ぶ 漁 業				
	同	つ の ま た 漁 業				
	同	て ん ぐ さ 漁 業				
	同	の り 漁 業				
	同	ひ じ き 漁 業				
	同	ふ の り 漁 業				
	同	ま つ も 漁 業				
	同	も ず く 漁 業				
	同	わ か め 漁 業				
	同	あ わ び 漁 業				
	同	い が い 漁 業				
	同	つ ぶ 漁 業				

(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。

(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。
ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。
イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。
ウ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。

渡海共第53号	第1種共同漁業	う に 漁 業				
	同	え む し 漁 業				
	同	た こ 漁 業				
	同	な ま こ 漁 業				
	同	ほ や 漁 業				
	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業				
	同	たなご刺し網漁業				
	同	ひらめ刺し網漁業				
	同	ほっけ・めばる刺し網漁業				
	同	ほっけ・かれい・いか・いわし小型定置網漁業				
同	ほっけ・かれい底建網漁業					
渡海共第54号	第1種共同漁業	こ ん ぶ 漁 業	松前町地先		松前町字白神、字荒谷及び字大沢	な し
	同	つ の ま た 漁 業				
	同	て ん ぐ さ 漁 業				
	同	の り 漁 業				
	同	ひ じ き 漁 業				
	同	ふ の り 漁 業				
	同	ま つ も 漁 業				
	同	も ず く 漁 業				
	同	わ か め 漁 業				
	同	あ わ び 漁 業				
	同	い が い 漁 業				
	同	つ ぶ 漁 業				
	同	う に 漁 業				
	同	た こ 漁 業				
	同	な ま こ 漁 業				

(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。

(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。
ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。
イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。
ウ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。

渡海共第55号	第1種共同漁業	ほ や 漁 業	11月1日から 翌年 7月31日まで 1月1日から 12月31日まで 6月1日から 9月15日まで 1月1日から 12月31日まで			松前町	(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。
	第2種共同漁業	かれい 刺し網 漁 業					
	同	さめ 刺し網 漁 業					
	同	た な ご 刺し網 漁 業					
	同	ひらめ 刺し網 漁 業					
	同	ほっけ・めばる 刺し網 漁 業					
	同	いかなご 小型定置網 漁 業					
	同	ちか・たなご 小型定置網 漁 業					
	同	ほっけ・かれい・いか・いわし 小型定置網 漁 業					
	同	ほっけ・かれい 底建網 漁 業					
渡海共第56号	第1種共同漁業	ぎ ん な ん そ う 漁 業				松前町字朝日、字月島、字福山、字松城、字唐津、字博多、字大磯、字弁天、字建石、字富岡及び字上川	な し
同	同	こ ん ぶ 漁 業					
同	同	つ の ま た 漁 業					
同	同	て ん ぐ さ 漁 業					
同	同	の り 漁 業					
同	同	ひ じ き 漁 業					
同	同	ふ の り 漁 業					
同	同	ま つ も 漁 業					
同	同	も ず く 漁 業					
同	同	わ か め 漁 業					
同	同	あ わ び 漁 業					
同	同	い が い 漁 業					
同	同	か き 漁 業					
同	同	つ ぶ 漁 業					
同	同	う に 漁 業					
同	同	た こ 漁 業					
同	同	な ま こ 漁 業					
同	同	ほ や 漁 業					
渡海共第57号	第1種共同漁業	こ ん ぶ 漁 業				松前町字館	

	第1種共同漁業	てんぐさ漁業				浜、字札前、 字赤神、字 静浦及び字 茂草
	同	のり漁業				
	同	ひじき漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	もずく漁業				
	同	わかめ漁業				
	同	あわび漁業				
	同	いがい漁業				
	同	かき漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	うに漁業				
	同	たこ漁業				
	同	なまこ漁業				
	同	ほや漁業				
渡海共第58号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業				松前町字小 浜、字清部 及び字高野
	同	こんぶ漁業				
	同	つのまた漁業				
	同	てんぐさ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ひじき漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	もずく漁業				
	同	わかめ漁業				
	同	あわび漁業				
	同	いがい漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	うに漁業				
	同	たこ漁業				
	同	なまこ漁業				
	同	ほや漁業				
渡海共第59号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業				松前町字大 津、字江良、 字二越、字 白坂、字原 口及び字神 山
	同	こんぶ漁業				
	同	つのまた漁業				
	同	てんぐさ漁業				
	同	のり漁業				

渡海共第60号	第1種共同漁業	ひじき漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	もずく漁業				
	同	わかめ漁業				
	同	あわび漁業				
	同	いがい漁業				
	同	かき漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	うに漁業				
	同	たこ漁業				
	同	なまこ漁業				
	同	ほや漁業				
	同	第1種共同漁業	こんぶ漁業			松前町字館浜、字札前、字赤神、字静浦及び字茂草
	同	同	のり漁業			
同	同	ふのり漁業				
同	同	もずく漁業				
同	同	わかめ漁業				
同	同	あわび漁業				
同	同	いがい漁業				
同	同	かき漁業				
同	同	さざえ漁業				
同	同	うに漁業				
同	同	たこ漁業				
同	同	なまこ漁業				
同	同	ほや漁業				
渡海共第61号	第2種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業				
同	同	かれい刺し網漁業				
同	同	さめ刺し網漁業	11月1日から翌年7月31日まで			
同	同	たなご刺し網漁業	1月1日から12月31日まで		(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。	
同	同	ひらめ刺し網漁業				
同	同	ほっけ・めばる刺し網漁業				

	第2種共同漁業	ちか・たなご小型定置網漁業				ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。
	同	ほっけ・かれい・いか・いわし小型定置網漁業				
	同	ほっけ・かれい底建網漁業				
渡海共第62号	第1種共同漁業	こ ん ぶ 漁 業			松前町字小浜、字清部、字高野、字大津、字江良、字二越、字白坂、字原口及び字神山	な し
	同	の り 漁 業				
	同	ふ の り 漁 業				
	同	も ず く 漁 業				
	同	わ か め 漁 業				
	同	あ わ び 漁 業				
	同	い が い 漁 業				
	同	か き 漁 業				
	同	つ ぶ 漁 業				
	同	う に 漁 業				
	同	た こ 漁 業				
	同	な ま こ 漁 業				
	同	ほ や 漁 業				
渡海共第63号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業				
	同	さ め 刺し網漁業	11月1日から翌年7月31日まで			
	同	た な ご 刺し網漁業	1月1日から12月31日まで			
	同	た ら 刺し網漁業	11月1日から翌年5月31日まで			
	同	ひ ら め 刺し網漁業	1月1日から12月31日まで			
	同	ほっけ・めばる刺し網漁業				
	同	ほっけ・かれい・いか・いわし小型定置網漁業				
	同	ほっけ・かれい底建網漁業				
渡海共第64号	第1種共同漁業	た こ 漁 業		長万部町、八雲町、森町及び砂	長万部町、八雲町、森	な し

渡海共第65号	第2種共同漁業	いわし 刺し網漁業	11月1日から 翌年 5月31日まで	原町地先	町及び砂原町	(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	
	同	かれい 刺し網漁業					
	同	たら 刺し網漁業					
	同	ながずか 刺し網漁業					3月1日から 6月30日まで
	同	にしん 刺し網漁業					10月1日から 翌年 6月30日まで
	同	はたはた 刺し網漁業					5月1日から 翌年 1月31日まで
	同	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業					1月1日から 12月31日まで
	同	はもどう 漁業					5月1日から 12月31日まで
渡海共第66号	第1種共同漁業	たこ 漁業	1月1日から 12月31日まで	鹿部町及び南茅部町地先	鹿部町及び南茅部町	な し (1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	
渡海共第67号	第2種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業					
	同	かれい 刺し網漁業					
	同	たら 刺し網漁業					11月1日から 翌年 5月31日まで
	同	ながずか 刺し網漁業					3月1日から 6月30日まで
	同	にしん 刺し網漁業					10月1日から 翌年 6月30日まで
	同	はたはた 刺し網漁業					5月1日から 翌年 1月31日まで
	同	ぶり 刺し網漁業					1月1日から 12月31日まで
	同	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業					
渡海共第68号	第1種共同漁業	たこ 漁業	1月1日から 12月31日まで	楯法華村、恵山町、戸井町及び函館市地先	楯法華村、恵山町、戸井町及び函館市	な し (1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。	
渡海共第69号	第2種共同漁業	いわし 刺し網漁業					
	同	かすべ 刺し網漁業					

	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業	11月1日から 翌年 7月31日まで				9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
	同	さめ刺し網漁業					
	同	たら刺し網漁業	11月1日から 翌年 5月31日まで				(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	ひらめ刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
	同	ぶり刺し網漁業					
	同	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業					
	同	ほっけ・かれい底建網漁業					
渡海共第70号	第1種共同漁業	たこ漁業		函館市、上磯町、 木古内町、知内町、 福島町及び松前町地先		函館市(石崎町、鶴野町、白石町、志海苔町、瀬戸川町、高松町、根崎町、銭亀町、新湊町、古川町及び石倉町を除く。)、上磯町、木古内町、知内町、福島町及び松前町	なし
渡海共第71号	第2種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業					
	同	いわし刺し網漁業					(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
	同	かれい刺し網漁業	11月1日から 翌年 7月31日まで				9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
	同	さめ刺し網漁業					
	同	たら刺し網漁業	11月1日から 翌年 5月31日まで				(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	ひらめ刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	同	ぶり刺し網漁業					
	同	ほっけ・めばる刺し網漁業					
渡海共第72号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業	11月1日から 翌年 7月31日まで	松前町地先			
	同	さめ刺し網漁業					
	同	たら刺し網漁業	11月1日から 翌年 5月31日まで				
	同	ひらめ刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	同	ほっけ・めばる刺し網漁業					

渡胆海共第1号	第1種共同漁業	たこ漁業	室蘭市、伊達市、 虻田町、豊浦町、 長万部町、八雲 町、森町及び砂 原町地先	渡島海区漁業調整 委員会および胆振 海区漁業調整委員 会に備え置く漁場 図のとおり	室蘭市、伊 達市、虻田 町、豊浦町 長万部町、 八雲町、森 町及び砂原 町	なし (1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
渡胆海共第2号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業				
	同	かれい刺し網漁業				
	同	ながずか刺し網漁業				
	同	にしん刺し網漁業				
	同	はたはた刺し網漁業 めばる・かじか・ほっけ 刺し網漁業				

北海道告示第1001号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、渡島海区における区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成20年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容			た る べ き 事 項		地元地区	制 限 又 は 条 件
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域		
長海区第1号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	長万部町地先	渡島海区漁業調整 委員会に備え置く 漁場図のとおり	長万部町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、6,365台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、4,171台以内でなければならない（幹綱100メートルをもって1台とする。）。 (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5) 知事は漁場管理上及び試験調査のた
	同	ほたてがい養殖業					

八海区第1号	第1種区画漁業 同 同	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 わかめ養殖業	八雲町地先	八雲町（東野、落部及び栄浜を除く。）	<p>め必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。</p> <p>(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。</p> <p>(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。</p> <p>(2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、5,646台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、2,942台以内でなければならない（幹綱100メートルをもって1台とする。）。</p> <p>(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。</p> <p>(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。</p> <p>(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。</p>
八海区第2号	第1種区画漁業 同	うに養殖業 ほたてがい養殖業		八雲町東野、落部及び栄浜	<p>(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。</p> <p>(2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、4,395台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、2,097台以内でなければならない（幹綱100メートルをもって</p>

<p>森海区第1号 第1種区画漁業 かき養殖業 同 同 ほたてがい養殖業</p>		<p>森町地先</p>		<p>森町</p>	<p>1台とする。) (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。</p> <p>(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、5,475台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、3,104台以内でなければならない（幹網100メートルをもって1台とする。）。 (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。</p>
<p>砂海区第1号 第1種区画漁業 ほたてがい養殖業</p>		<p>砂原町地先</p>		<p>砂原町</p>	<p>(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他</p>

砂海区第2号 第1種区画漁業 ほたてがい養殖業

- の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、1,182台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、578台以内でなければならない（幹綱100メートルをもって1台とする。）。
 - (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。
 - (4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。
 - (5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。
 - (6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。
- (1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、168台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、120台以内でなければならない（幹綱100メートルをもって1台とする。）。
 - (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。
 - (4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。
 - (5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。
 - (6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。

鹿海区第1号	第1種区画漁業 同	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業	鹿部町地先	鹿部町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、769台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、453台以内でなければならない（幹綱100メートルをもって1台とする。）。 (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。
鹿海区第2号	第1種区画漁業 同	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業			<ul style="list-style-type: none"> (1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、706台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、470台以内でなければならない（幹綱100メートルをもって1台とする。）。 (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5) 知事は漁場管理上及び試験調査のた

鹿海区第3号	第1種区画漁業 同	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業	南茅部町地先	南茅部町字 岩戸、字双 見、字大船、 字豊崎、字 白尻及び字 安浦	<p>め必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。</p> <p>(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。</p> <p>(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。</p> <p>(2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、327台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、159台以内でなければならない（幹綱100メートルをもって1台とする。）。</p> <p>(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。</p> <p>(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。</p> <p>(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。</p>
南海区第1号	第1種区画漁業 同 同 同 同	うに養殖業 こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	南茅部町地先	南茅部町字 川汲、字尾 札部、字木 直及び字古 部	<p>区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。</p>
南海区第2号	第1種区画漁業 同 同	うに養殖業 こんぶ養殖業 わかめ養殖業	南茅部町地先	南茅部町字 川汲、字尾 札部、字木 直及び字古 部	<p>区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。</p>

榎海区第1号 同 同 榎海区第2号 恵海区第1号 恵海区第2号 恵海区第3号	第1種区画漁業 同 同 第1種区画漁業 第1種区画漁業 第1種区画漁業 第1種区画漁業	か き 養 殖 業 こ ん ぶ 養 殖 業 ほ た て が い 養 殖 業 ほ た て が い 養 殖 業 こ ん ぶ 養 殖 業 こ ん ぶ 養 殖 業 こ ん ぶ 養 殖 業	榎法華村地先 恵山町地先	榎法華村 恵山町字御崎及び字恵山 恵山町字古武井、字日ノ浜及び字女那川（北海道水産林務部図根点No.1（北海道水産林務部三角点水D10～）から335度41分36秒408.99メートルの点を通る経線より以東の区域に限る。） 恵山町字女那川（北海道水産林務部図根点No.1（北海道水産林務部三角点水D10～）から335度41分36秒408.99メートルの点を通る経線より以東の区域を除く。）、字中浜、字大潤、字豊浦及び字日浦（北海道
--	---	---	---------------------	---

恵海区第4号	第1種区画漁業	こ ん ぶ 養 殖 業	}	戸井町地先	}	水産林務部 図根点No.3 (北海道水 産林務部三 角点水D11 ～)から58 度28分43秒 209.02メー トルの点を 通る経線よ り以東の区 域に限る。)	}	な し
恵海区第5号	第1種区画漁業	こ ん ぶ 養 殖 業						
恵海区第6号	第2種区画漁業	う に 養 殖 業						
恵海区第7号	第2種区画漁業	う に 養 殖 業						
戸海区第1号	第1種区画漁業	う に 養 殖 業						
	同	か き 養 殖 業						
	同	こ ん ぶ 養 殖 業						
戸海区第2号	第1種区画漁業	う に 養 殖 業						
	同	こ ん ぶ 養 殖 業						
戸海区第3号	第1種区画漁業	う に 養 殖 業						
	同	こ ん ぶ 養 殖 業						
戸海区第4号	第1種区画漁業	あ わ び 養 殖 業						
	同	う に 養 殖 業						
	同	こ ん ぶ 養 殖 業						
	同	わ か め 養 殖 業						
戸海区第5号	第1種区画漁業	あ わ び 養 殖 業				戸井町字瀬 田来町、字 汐首町、字 釜谷町		

戸海区第6号	第1種区画漁業	う に 養 殖 業	函館市地先	戸井町字小安町				
	同	こ ん ぶ 養 殖 業						
	同	わ か め 養 殖 業						
函海区第1号	第1種区画漁業	あ わ び 養 殖 業		函館市石崎町、鶴野町及び白石町				
	同	う に 養 殖 業						
	同	こ ん ぶ 養 殖 業						
函海区第2号	第1種区画漁業	こ ん ぶ 養 殖 業			函館市銭亀町、新湊町、古川町及び石倉町			
	同	わ か め 養 殖 業						
函海区第3号	第1種区画漁業	こ ん ぶ 養 殖 業				函館市（石崎町、鶴野町、白石町、志海苔町、赤坂町、瀬戸川町、高松町、根崎町、銭亀町、新湊町、古川町及び石倉町を除く。）		
	同	わ か め 養 殖 業						
函海区第5号	第1種区画漁業	わ か め 養 殖 業					函館市志海苔町、赤坂町、瀬戸川町、高松町及び根崎町	
函海区第6号	第1種区画漁業	わ か め 養 殖 業						
函海区第7号	第1種区画漁業	こ ん ぶ 養 殖 業						
函海区第8号	第1種区画漁業	こ ん ぶ 養 殖 業						上磯町七重浜、東浜、中央、飯生、谷好、富川及び字館野
	同	わ か め 養 殖 業						
上磯海区第1号	第1種区画漁業	か き 養 殖 業	上磯町字矢不来及び茂辺地					
	同	わ か め 養 殖 業						
上磯海区第2号	第1種区画漁業	あ わ び 養 殖 業						
	同	こ ん ぶ 養 殖 業						
	同	ほ た て が い 養 殖 業						

上磯海区第3号	第1種区画漁業	ほ や 養 殖 業				上磯町当別 及び三ツ石					
	同	わ か め 養 殖 業									
	第1種区画漁業	あ わ び 養 殖 業									
	同	こ ん ぶ 養 殖 業									
	同	ほ た て が い 養 殖 業									
上磯海区第4号	同	ほ や 養 殖 業									
	同	わ か め 養 殖 業									
	第1種区画漁業	ふ の り 養 殖 業				木古内町地先		上磯町茂辺 地	木古内町	な し	
	木海区第1号	第1種区画漁業									う に 養 殖 業
	同	同									こ ん ぶ 養 殖 業
同	同	ほ た て が い 養 殖 業									
同	同	わ か め 養 殖 業									
木海区第2号	第1種区画漁業	う に 養 殖 業	知内町地先		知内町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、 昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ 80センチメートル以上の赤色の標識を、 夜間にあつては電灯その他の照明による 標識を、水面1.5メートル以上の高さに 設置しなければならない。					
木海区第3号	第1種区画漁業	う に 養 殖 業									
木海区第4号	第1種区画漁業	う に 養 殖 業									
木海区第5号	第1種区画漁業	う に 養 殖 業									
知海区第1号	第1種区画漁業	あ わ び 養 殖 業									
同	同	う に 養 殖 業									
同	同	か き 養 殖 業									
同	同	こ ん ぶ 養 殖 業									
同	同	ほ た て が い 養 殖 業									
同	同	ほ や 養 殖 業									
知海区第2号	第1種区画漁業	わ か め 養 殖 業	知内町								
	同	あ わ び 養 殖 業									
	同	う に 養 殖 業									
	同	か き 養 殖 業									
	同	こ ん ぶ 養 殖 業									
知海区第3号	同	ほ た て が い 養 殖 業									
	同	ほ や 養 殖 業									
	同	わ か め 養 殖 業									
	第1種区画漁業	あ わ び 養 殖 業									
	同	う に 養 殖 業									
同	同	か き 養 殖 業									
同	同	こ ん ぶ 養 殖 業									

松海区第4号	第1種区画漁業	こ ん ぶ 養 殖 業				区画漁業を営んでいる水面の周囲には、 昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、 夜間にあつては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
松海区第5号	第3種区画漁業	う に 養 殖 業				な し
松海区第6号	第3種区画漁業	う に 養 殖 業				
松海区第7号	第1種区画漁業	こ ん ぶ 養 殖 業				区画漁業を営んでいる水面の周囲には、 昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、 夜間にあつては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
松海区第8号	第1種区画漁業	あ わ び 養 殖 業				
松海区第9号	第1種区画漁業	こ ん ぶ 養 殖 業				な し
松海区第10号	第3種区画漁業	う に 養 殖 業				
松海区第11号	第1種区画漁業	こ ん ぶ 養 殖 業				区画漁業を営んでいる水面の周囲には、 昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、 夜間にあつては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
松海区第12号	第1種区画漁業	あ わ び 養 殖 業				
	第3種区画漁業	う に 養 殖 業				な し
松海区第13号	第3種区画漁業	う に 養 殖 業				
松海区第14号	第1種区画漁業	こ ん ぶ 養 殖 業				区画漁業を営んでいる水面の周囲には、 昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、 夜間にあつては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
松海区第15号	第3種区画漁業	う に 養 殖 業				な し
松海区第16号	第1種区画漁業	こ ん ぶ 養 殖 業				
松海区第17号	第3種区画漁業	あ わ び 養 殖 業				区画漁業を営んでいる水面の周囲には、 昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、 夜間にあつては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
松海区第18号	第3種区画漁業	う に 養 殖 業				
松海区第19号	第3種区画漁業	う に 養 殖 業				

北海道告示第1002号

北海道知事 高 橋 はるみ

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、胆振海区における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年5月30日

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、関係地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容たるべき事項				関係地区	制限又は条件	
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置			
胆海共第1号	第1種共同漁業	すじめ漁業	1月1日から 12月31日まで	鶴川町地先	胆振海区漁業調整 委員会に備え置く 漁場図のとおり	鶴川町	なし
	同	ちがいそ漁業					
	同	いがい漁業					
	同	えぞばかがい漁業					
	同	さらがい漁業					
	同	つぶ漁業					
	同	ほっきがい漁業					
	同	うに漁業					
	同	えむし漁業					
	同	たこ漁業					
	同	なまこ漁業					
胆海共第2号	第2種共同漁業	あいなめ・かじか・めば る・そい刺し網漁業					(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 垣網の長さは、水深の5倍以内と
	同	かすべ・あんこう刺し網漁業					
	同	かれい刺し網漁業					
	同	きゅうりうお・ちか・いわし・ししゃも刺し網漁業					
	同	ながずか刺し網漁業					
	同	にしん刺し網漁業					
	同	はたはた刺し網漁業					
	同	ひらめ刺し網漁業					
	同	ほっけ刺し網漁業					
	同	さば・ちか・いわし・かれい小型定置網漁業					
同	はたはた・にしん・かれい小型定置網漁業						

	第2種共同漁業	かれい・ひらめ・ちか底 建網漁業			する。
	同	はもどう漁業			
	第3種共同漁業	きゅうりうお・ちか・い わし・にしん地びき網漁 業			
胆海共第3号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	} 苫小牧市地先	} 苫小牧市	} な し
	同	こんぶ漁業			
	同	のり漁業			
	同	ふのり漁業			
	同	まつも漁業			
	同	すじめ漁業			
	同	ちがいそ漁業			
	同	いがい漁業			
	同	えぞばかがい漁業			
	同	さらがい漁業			
	同	つぶ漁業			
	同	ほたてがい漁業			
	同	ほっきがい漁業			
	同	うに漁業			
	同	えむし漁業			
	同	たこ漁業			
	同	なまこ漁業			
	同	ほや漁業			
胆海共第4号	第2種共同漁業	あいなめ・かじか・めば る・そい刺し網漁業			} (1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。
	同	かすべ・あんこう刺し網 漁業			
	同	かれい刺し網漁業			
	同	きゅうりうお・ちか・い わし・ししゃも刺し網漁 業			
	同	ながずか刺し網漁業			
	同	にしん刺し網漁業			
	同	はたはた刺し網漁業			
	同	ひらめ刺し網漁業			

	第2種共同漁業	ほっけ刺し網漁業				ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。			
	同	さば・ちか・いわし・かれい小型定置網漁業				イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。			
	同	はたはた・にしん・かれい小型定置網漁業				ウ 垣網の長さは、水深の5倍以内とする。			
	同	かれい・ひらめ・ちか底建網漁業							
	同	はもどう漁業							
	第3種共同漁業	きゅうりうお・ちか・いわし・にしん地びき網漁業							
胆海共第5号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	} 白老町地先	} 白老町（字虎杖浜を除く。）	} な し				
	同	こんぶ漁業							
	同	のり漁業							
	同	ふのり漁業							
	同	まつも漁業							
	同	すじめ漁業							
	同	ちがいそ漁業							
	同	いがい漁業							
	同	えぞばかがい漁業							
	同	さらがい漁業							
	同	つぶ漁業							
	同	ほたてがい漁業							
	同	ほっきがい漁業							
	同	うに漁業							
	同	えむし漁業							
	同	たこ漁業							
	同	なまこ漁業							
胆海共第6号	第2種共同漁業	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網漁業				} (1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。			
	同	かすべ・あんこう刺し網漁業					(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁		
	同	かれい刺し網漁業							
	同	きゅうりうお・ちか・いわし・ししゃも刺し網漁業							

	第2種共同漁業	な が ず か 刺 し 網 漁 業				業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 垣網の長さは、水深の5倍以内とする。
	同	に し ん 刺 し 網 漁 業				
	同	は た は た 刺 し 網 漁 業				
	同	ひ ら め 刺 し 網 漁 業				
	同	ほ っ け 刺 し 網 漁 業				
	同	さ ば ・ ち か ・ い わ し ・ か れ い 小 型 定 置 網 漁 業				
	同	は た は た ・ に し ん ・ か れ い 小 型 定 置 網 漁 業				
	同	か れ い ・ ひ ら め ・ ち か 底 建 網 漁 業				
	同	は も ど う 漁 業				
	第3種共同漁業	き ゅ う り う お ・ ち か ・ い わ し ・ に し ん 地 び き 網 漁 業				
胆海共第7号	第1種共同漁業	ぎ ん な ん そ う 漁 業		白老町(字 虎杖浜)	な し	
	同	こ ん ぶ 漁 業				
	同	の り 漁 業				
	同	ふ の り 漁 業				
	同	ま つ も 漁 業				
	同	わ か め 漁 業				
	同	す じ め 漁 業				
	同	ち が い そ 漁 業				
	同	あ さ り 漁 業				
	同	い が い 漁 業				
	同	え ぞ ば か が い 漁 業				
	同	さ ら が い 漁 業				
	同	つ ぶ 漁 業				
	同	ほ っ き が い 漁 業				
	同	う に 漁 業				
同	え む し 漁 業					
同	た こ 漁 業					
同	な ま こ 漁 業					
胆海共第8号	第2種共同漁業	あ い な め ・ か じ か ・ め ば る ・ そ い 刺 し 網 漁 業			(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。	

	第2種共同漁業	かすべ・あんこう刺し網漁業				ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。		
	同	かれい刺し網漁業				イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。		
	同	きゅうりうお・ちか・いわし・ししゃも刺し網漁業				(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。		
	同	ながずか刺し網漁業				(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。		
	同	にしん刺し網漁業				ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。		
	同	はたはた刺し網漁業				イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。		
	同	ひらめ刺し網漁業				ウ 垣網の長さは、水深の5倍以内とする。		
	同	ほっけ刺し網漁業						
	同	さば・ちか・いわし・かれい小型定置網漁業						
	同	はたはた・にしん・かれい小型定置網漁業						
	同	かれい・ひらめ・ちか底建網漁業						
	同	はもどう漁業						
	第3種共同漁業	きゅうりうお・ちか・いわし・にしん地びき網漁業						
胆海共第9号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	登別市地先	登別市	なし			
	同	こんぶ漁業						
	同	のり漁業						
	同	ふのり漁業						
	同	まつも漁業						
	同	わかめ漁業						
	同	すじめ漁業						
	同	ちがいそ漁業						
	同	あさり漁業						
	同	いがい漁業						
	同	えぞばかがい漁業						
	同	さらがい漁業						
	同	つぶ漁業						
	同	ほっきがい漁業						
	同	うに漁業						

胆海共第10号	第1種共同漁業	えむし漁業	}	室蘭市地先	}	室蘭市	}	なし
	同	たこ漁業						
	同	なまこ漁業						
	第2種共同漁業	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網漁業						
	同	かすべ・あんこう刺し網漁業						
	同	かれい刺し網漁業						
	同	きゅうりうお・ちか・いわし・ししゃも刺し網漁業						
	同	ながずか刺し網漁業						
	同	にしん刺し網漁業						
	同	はたはた刺し網漁業						
	同	ひらめ刺し網漁業						
	同	ほっけ刺し網漁業						
	同	さば・ちか・いわし・かれい小型定置網漁業						
	同	はたはた・にしん・かれい小型定置網漁業						
同	かれい・ひらめ・ちか底建網漁業							
同	はもどう漁業							
第3種共同漁業	きゅうりうお・ちか・いわし・にしん地びき網漁業							
胆海共第11号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	}	室蘭市地先	}	室蘭市	}	なし
同	同	こんぶ漁業						
同	同	てんぐさ漁業						
同	同	のり漁業						
同	同	ふのり漁業						
同	同	まつも漁業						
同	同	わかめ漁業						
同	同	すじめ漁業						
同	同	ちがいそ漁業						
同	同	えぞいしげ漁業						
同	同	あさり漁業						

(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。
 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。
 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。
 ウ 垣網の長さは、水深の5倍以内とする。

	第1種共同漁業	あわび漁業			
	同	いがい漁業			
	同	えぞばかがい漁業			
	同	さらがい漁業			
	同	つぶ漁業			
	同	ほたてがい漁業			
	同	ほっきがい漁業			
	同	うに漁業			
	同	えむし漁業			
	同	たこ漁業			
	同	なまこ漁業			
	同	ほや漁業			
胆海共第12号	第2種共同漁業	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網漁業			(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以下に敷設しなければならない。 ウ 垣網の長さは、水深の5倍以内とする。
	同	かすべ・あんこう刺し網漁業			
	同	かれい刺し網漁業			
	同	きゅうりうお・ちか・いわし・ししゃも刺し網漁業			
	同	ながずか刺し網漁業			
	同	にしん刺し網漁業			
	同	はたはた刺し網漁業			
	同	ひらめ刺し網漁業			
	同	ほっけ刺し網漁業			
	同	さば・ちか・いわし・かれい小型定置網漁業			
	同	はたはた・にしん・かれい小型定置網漁業			
	同	かれい・ひらめ・ちか底建網漁業			
	同	はもどう漁業			
	第3種共同漁業	きゅうりうお・ちか・いわし・にしん地びき網漁業			
胆海共第13号	第1種共同漁業	こんぶ漁業	伊達市地先	伊達市（有珠町、向有	なし
	同	のり漁業			

	第1種共同漁業	ふのり漁業				珠町及び南有珠町を除く。)
	同	わかめ漁業				
	同	すじめ漁業				
	同	あさり漁業				
	同	あわび漁業				
	同	いがい漁業				
	同	えぞばかがい漁業				
	同	さらがい漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	ほたてがい漁業				
	同	ほっきがい漁業				
	同	うに漁業				
	同	えむし漁業				
	同	たこ漁業				
	同	なまこ漁業				
胆海共第14号	第2種共同漁業	あいなめ・かじか・ほっけ刺し網漁業				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 垣網の長さは、水深の5倍以内とする。
	同	かすべ刺し網漁業				
	同	かれい刺し網漁業				
	同	きゅうりうお・ちか刺し網漁業				
	同	しらうお刺し網漁業				
	同	ながずか刺し網漁業				
	同	にしん刺し網漁業				
	同	はたはた刺し網漁業				
	同	ひらめ刺し網漁業				
	同	ちか・いわし・かれい小型定置網漁業				
	同	はたはた・ちか・かれい小型定置網漁業				
	同	かれい・ひらめ・ちか底建網漁業				
	同	はもどう漁業				
胆海共第15号	第3種共同漁業	ちか地びき網漁業				
	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業				伊達市(有珠町、向有)
	同	こんぶ漁業				

	第1種共同漁業	てんぐさ漁業			珠町及び南 有珠町)	
	同	のり漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
	同	わかめ漁業				
	同	すじめ漁業				
	同	あさり漁業				
	同	あわび漁業				
	同	いがい漁業				
	同	えぞばかがい漁業				
	同	さらがい漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	ほたてがい漁業				
	同	ほっきがい漁業				
	同	うに漁業				
	同	えむし漁業				
	同	たこ漁業				
	同	なまこ漁業				
	同	ほや漁業				
胆海共第16号	第2種共同漁業	あいなめ・かじか・ほっ け刺し網漁業				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 垣網の長さは、水深の5倍以内とする。
	同	かすべ刺し網漁業				
	同	かれい刺し網漁業				
	同	きゅうりうお・ちか刺し網漁業				
	同	しらうお刺し網漁業				
	同	ながずか刺し網漁業				
	同	にしん刺し網漁業				
	同	はたはた刺し網漁業				
	同	ひらめ刺し網漁業				
	同	ちか・いわし・かれい小型定置網漁業				
	同	はたはた・ちか・かれい小型定置網漁業				
	同	かれい・ひらめ・ちか底建網漁業				

胆海共第17号	第2種共同漁業	はもどう漁業	虻田町地先	虻田町	なし
	第3種共同漁業	ちか地びき網漁業			
	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業			
	同	こんぶ漁業			
	同	てんぐさ漁業			
	同	のり漁業			
	同	ふのり漁業			
	同	まつも漁業			
	同	わかめ漁業			
	同	すじめ漁業			
	同	あわび漁業			
	同	いがい漁業			
	同	さらがい漁業			
	同	つぶ漁業			
	同	ほたてがい漁業			
胆海共第18号	第2種共同漁業	あいなめ・かじか・ほっけ刺し網漁業			(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。
	同	かすべ刺し網漁業			
	同	かれい刺し網漁業			
	同	きゅうりうお・ちか刺し網漁業			
	同	しらうお刺し網漁業			
	同	ながずか刺し網漁業			
	同	にしん刺し網漁業			
	同	はたはた刺し網漁業			
	同	ひらめ刺し網漁業			
	同	ちか・いわし・かれい小型定置網漁業			
同	はたはた・ちか・かれい小型定置網漁業				

胆海共第19号	第2種共同漁業	かれい・ひらめ・ちか底建網漁業	豊浦町地先	豊浦町	ウ 垣網の長さは、水深の5倍以内とする。
	同	はもどう漁業			な し
	第3種共同漁業	ちか地びき網漁業			
	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業			
	同	こんぶ漁業			
	同	てんぐさ漁業			
	同	のり漁業			
	同	ふのり漁業			
	同	まつも漁業			
	同	わかめ漁業			
	同	すじめ漁業			
	同	あさり漁業			
	同	あわび漁業			
	同	いがい漁業			
	同	さらがい漁業			
	同	つぶ漁業			
	同	ほたてがい漁業			
同	ほっきがい漁業				
同	うに漁業				
同	えむし漁業				
同	たこ漁業				
同	なまこ漁業				
胆海共第20号	第2種共同漁業	あいなめ・かじか・ほっけ刺し網漁業			(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。
	同	かすべ刺し網漁業			
	同	かれい刺し網漁業			
	同	きゅうりうお・ちか刺し網漁業			
	同	しらうお刺し網漁業			
	同	ながずか刺し網漁業			
	同	にしん刺し網漁業			
	同	はたはた刺し網漁業			
同	ひらめ刺し網漁業				

	第2種共同漁業	ちか・いわし・かれい小型定置網漁業				ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 垣網の長さは、水深の5倍以内とする。		
	同	はたはた・ちか・かれい小型定置網漁業						
	同	かれい・ひらめ・ちか底建網漁業						
	同	はもどう漁業						
胆海共第21号	第3種共同漁業	ちか地びき網漁業						
	第1種共同漁業	ほたてがい漁業	鶴川町地先		鶴川町	なし		
胆海共第22号	第1種共同漁業	ほたてがい漁業	厚真町地先		厚真町			
胆海共第23号	第1種共同漁業	ほたてがい漁業	苫小牧市地先		苫小牧市			
胆海共第24号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	室蘭市地先	}	室蘭市	漁場の区域は標識によって明示しなければならない。		
胆海共第25号	第3種共同漁業	つきいそ漁業						
胆海共第26号	第1種共同漁業	たこ漁業	鶴川町、厚真町、苫小牧市、白老町、登別市及び室蘭市地先	}	鶴川町、厚真町、苫小牧市、白老町、登別市及び室蘭市	なし		
胆海共第27号	第2種共同漁業	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網漁業						(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
	同	かすべ・あんこう刺し網漁業						(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	かれい刺し網漁業						
	同	さめ刺し網漁業						
	同	たら刺し網漁業						
	同	ながずか刺し網漁業						
	同	にしん刺し網漁業						
	同	はたはた刺し網漁業						
	同	ほっけ刺し網漁業						
胆海共第28号	第1種共同漁業	たこ漁業	室蘭市、伊達市、虻田町及び豊浦町地先	}	室蘭市、伊達市、虻田町及び豊浦町	なし		
胆海共第29号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業						(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
	同	かれい刺し網漁業						(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	ながずか刺し網漁業						
	同	にしん刺し網漁業						
	同	はたはた刺し網漁業						
	同	めばる・かじか・ほっけ刺し網漁業						
	同							

渡胆海共第1号	第1種共同漁業	た こ 漁 業	室蘭市、伊達市、 虻田町、豊浦町、 長万部町、八雲 町、森町及び砂 原町地先	渡島海区漁業調整 委員会および胆振 海区漁業調整委員 会に備え置く漁場 図のとおり	室蘭市、伊 達市、虻田 町、豊浦町、 長万部町、 八雲町、森 町及び砂原 町	な し (1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
渡胆海共第2号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業				
同	同	かれい刺し網漁業				
同	同	ながずか刺し網漁業				
同	同	にしん刺し網漁業				
同	同	はたはた刺し網漁業 めばる・かじか・ほっけ 刺し網漁業				

北海道告示第1003号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、胆振海区における区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成20年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容たるべき事項			地元地区	制限又は条件	
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	
室海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から 12月31日まで	室蘭市地先	胆振海区漁業調整 委員会に備え置く 漁場図のとおり	室蘭市 (1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) ほたてがい養殖業の施設台数は、24台以内とし、全て成貝養殖施設であってはならない（幹綱100メートルをもって1台とする。）。 (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5) 知事は、漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認

<p>室海区第2号 第1種区画漁業 ほたてがい養殖業</p>				<p>施設台帳及び施設配置図の提出を求められることがある。</p> <p>(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該稚仔の確保のために必要な措置を指示することができる。</p> <p>(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。</p> <p>(2) ほたてがい養殖業の施設台数は、240台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、110台以内でなければならない(幹網100メートルをもって1台とする。)。</p> <p>(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。</p> <p>(5) 知事は、漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求められることがある。</p> <p>(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該稚仔の確保のために必要な措置を指示することができる。</p>
<p>室海区第3号 第1種区画漁業 ほたてがい養殖業</p>				<p>(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。</p> <p>(2) ほたてがい養殖業の施設台数は、252台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、113台以内でなければならない(幹網100メートルをもって1台とする。)。</p>

<p>伊海区第1号 第1種区画漁業 ほたてがい養殖業</p>		<p>伊達市地先</p>		<p>(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5) 知事は、漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該稚仔の確保のために必要な措置を指示することがある。</p>
<p>伊海区第2号 第1種区画漁業 ほたてがい養殖業</p>				<p>伊達市（有珠町、向有珠町及び南有珠町を除く。） (1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) ほたてがい養殖業の施設台数は、1,367台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、751台以内でなければならない（幹綱100メートルをもって1台とする。）。 (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5) 知事は、漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該稚仔の確保のために必要な措置を指示することがある。</p>

伊海区第3号 第1種区画漁業 ほたてがい養殖業

伊達市（有珠町、向有珠町及び南有珠町）

- (2) ほたてがい養殖業の施設台数は、673台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、377台以内でなければならない（幹綱100メートルをもって1台とする。）。
 - (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。
 - (4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。
 - (5) 知事は、漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。
 - (6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該稚仔の確保のために必要な措置を指示することがある。
- (1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
 - (2) ほたてがい養殖業の施設台数は、1,648台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、658台以内でなければならない（幹綱100メートルをもって1台とする。）。
 - (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。
 - (4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。
 - (5) 知事は、漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。
 - (6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該稚

伊海区第4号 伊海区第5号	第1種区画漁業 第1種区画漁業 同	わかめ養殖業 かき養殖業 のり養殖業	虻田町地先	虻田町	仔の確保のために必要な措置を指示することがある。 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
虻海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業	虻田町地先	虻田町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) ほたてがい養殖業の施設台数は、2,490台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、1,800台以内でなければならない（幹綱100メートルをもって1台とする。）。 (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5) 知事は、漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該稚仔の確保のために必要な措置を指示することがある。
豊浦海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業	豊浦町地先	豊浦町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) ほたてがい養殖業の施設台数は、3,656台以内とし、このうち成貝養殖

- 施設台数は、2,223台以内でなければならない（幹綱100メートルをもって1台とする。）。
- (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。
 - (4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。
 - (5) 知事は、漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。
 - (6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該稚仔の確保のために必要な措置を指示することがある。

北海道告示第1004号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、日高海区における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、関係地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の種類	免許の内容	たるべき事項	関係地区	制限又は条件	
日海共第1号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	えりも町地先	日高海区漁業調整委員会に備え置く漁場図のとおり	
同	同	こんぶ漁業				えりも町 (通称百人浜無名沼の海岸よりに設置した標識以東の区域に限る。)
同	同	すじめ漁業				
同	同	ちがいそ漁業				
同	同	のり漁業				
同	同	ふのり漁業				
同	同	まつも漁業				
同	同	あさり漁業				
同	同	いがい漁業				
同	同	えぞばかがい漁業				
同	同	さらがい漁業				
同	同	つぶ漁業				
同	同	ひざらがい漁業				

日海共第2号	第1種共同漁業	ほつきがい漁業	5月1日から 8月31日まで				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	うに漁業					
	同	えむし漁業					
	同	なまこ漁業					
	第2種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業					
	同	かじか・そい刺し網漁業					
	同	ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業					
日海共第3号	同	はたはた刺し網漁業	11月15日から 12月31日まで				
	同	ちか・きゅうりうお・さば小定置網漁業					
	同	はたはた小定置網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	第3種共同漁業	ちか・きゅうりうお・さば・いわし地びき網漁業					
	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	えりも町 (通称百人浜無名沼の海岸よりに設置した標識以西の区域に限る。)	なし			
	同	こんぶ漁業					
	同	すじめ漁業					
	同	のり漁業					
	同	ふのり漁業					
	同	まつも漁業					
	同	あさり漁業					
	同	いがい漁業					
	同	えぞばかがい漁業					
	同	さらがい漁業					
同	つぶ漁業						
同	ひざらがい漁業						
同	ほつきがい漁業						
日海共第4号	同	うに漁業					
	同	えむし漁業					
	同	なまこ漁業					
第2種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業					(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。	
同	かじか・そい刺し網漁業						

	第2種共同漁業	ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業				ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
	同	はたはた刺し網漁業				(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	ちか・きゅうりうお・さば小定置網漁業	5月1日から 8月31日まで			
	同	はたはた小定置網漁業	11月15日から 12月31日まで			
	第3種共同漁業	ちか・きゅうりうお・さば・いわし地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで			
日海共第5号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業		様似町地先	様似町（ブライト川橋に設置した標識以東の区域に限る。）	なし
	同	こんぶ漁業				
	同	すじめ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
	同	あさり漁業				
	同	いがい漁業				
	同	えぞばかがい漁業				
	同	さらがい漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	ほっきがい漁業				
	同	うに漁業				
	同	えむし漁業				
	同	なまこ漁業				
日海共第6号	第2種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
	同	かじか・そい刺し網漁業				
	同	ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業				
	同	はたはた刺し網漁業				
	同	ちか・きゅうりうお・さば小定置網漁業	5月1日から 8月31日まで			
	同	はたはた小定置網漁業	11月15日から 12月31日まで			
	第3種共同漁業	ちか・きゅうりうお・さば・いわし地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで			(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

日海共第7号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業			様似町（ピ ライト川橋 に設置した 標識以西の 区域に限 る。）	な し
	同	こんぶ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
	同	あさり漁業				
	同	いがい漁業				
	同	えぞばかがい漁業				
	同	さらがい漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	ほっきがい漁業				
	同	うに漁業				
	同	えむし漁業				
	同	なまこ漁業				
日海共第8号	第2種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し 網漁業			(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁 業の漁業の方法について次の制限を規 定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シ ロサケが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速 やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行 使の数及び隻数又は統数並びに使用す る漁船の総トン数の最高限度を規定し なければならない。	
	同	かじか・そい刺し網漁業				
	同	ししゃも・ちか・きゅう りうお刺し網漁業				
	同	はたはた刺し網漁業				
	同	ちか・きゅうりうお・さ ば小定置網漁業	5月1日から 8月31日まで 及び 11月15日から 12月31日まで			
	同	はたはた小定置網漁業	11月15日から 12月31日まで			
	第3種共同漁業	ちか・きゅうりうお・さ ば・いわし地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで			
日海共第9号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	浦河町地先		浦河町（字 東栄及び荻 伏町を除 く。）	な し
	同	こんぶ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
	同	あさり漁業				
同	いがい漁業					

日海共第10号	第1種共同漁業	えぞばかがい漁業	5月1日から 8月31日まで 及び 11月15日から 12月31日まで			
	同	さらがい漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	ほっきがい漁業				
	同	うに漁業				
	同	えむし漁業				
	同	なまこ漁業				
日海共第11号	第2種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業	11月15日から 12月31日まで			
	同	かじか・そい刺し網漁業				
	同	ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業				
	同	はたはた刺し網漁業				
	同	ちか・きゅうりうお・さば小定置網漁業				
日海共第12号	第3種共同漁業	ちか・きゅうりうお・さば・いわし地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業				
	同	こんぶ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
	同	いがい漁業				
	同	えぞばかがい漁業				
	同	さらがい漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	ほっきがい漁業				
日海共第12号	同	うに漁業				
	同	なまこ漁業				
	第2種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業				
	同	かじか・そい刺し網漁業				

- (1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
- (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

浦河町（字東栄及び荻伏町に限る。）

なし

- (1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。

日海共第13号	第2種共同漁業	ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業	5月1日から 8月31日まで 11月15日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	三石町地先	三石町	ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	はたはた刺し網漁業				
	同	ちか・きゅうりうお・さば小定置網漁業				
	同	はたはた小定置網漁業				
	第3種共同漁業	ちか・きゅうりうお・さば・いわし地びき網漁業				
	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業				
	同	こんぶ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
同	あさり漁業					
同	いがい漁業					
同	えぞばかがい漁業					
同	さらがい漁業					
同	つぶ漁業					
同	ほっきがい漁業					
同	うに漁業					
同	えむし漁業					
同	なまこ漁業					
日海共第14号	第2種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業	5月1日から 8月31日まで 及び 11月15日から 12月31日まで 11月15日から 12月31日まで			(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	かじか・そい刺し網漁業				
	同	ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業				
	同	はたはた刺し網漁業				
	同	ちか・きゅうりうお・さば小定置網漁業				
同	はたはた小定置網漁業					

日海共第15号	第3種共同漁業	ちか・きゅうりうお・さば・いわし地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで	静内町地先	静内町	なし
	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	5月1日から 8月31日まで 及び 11月15日から 12月31日まで			
	同	こんぶ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
	同	あさり漁業				
	同	えぞばかがい漁業				
	同	さらがい漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	ほっきがい漁業				
	同	うに漁業				
	同	えむし漁業				
日海共第16号	第2種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業	5月1日から 8月31日まで 及び 11月15日から 12月31日まで	新冠町地先	新冠町	<p>(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p>
	同	かじか・そい刺し網漁業				
	同	ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業				
	同	はたはた刺し網漁業				
	同	ちか・きゅうりうお・さば小定置網漁業				
日海共第17号	同	はたはた小定置網漁業	11月15日から 12月31日まで			
	第3種共同漁業	ちか・きゅうりうお・さば・いわし地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	新冠町地先	新冠町	なし	
	同	こんぶ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
同	あさり漁業					
同	いがい漁業					

日海共第18号	第1種共同漁業	えぞばかがい漁業						
	同	さらがい漁業						
	同	つぶ漁業						
	同	ほっきがい漁業						
	同	うに漁業						
	同	なまこ漁業						
	第2種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業						5月1日から 8月31日まで
	同	かじか・そい刺し網漁業						
	同	ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業						
	同	はたはた刺し網漁業						
日海共第19号	同	ちか・きゅうりうお・さば小定置網漁業	11月15日から 12月31日まで					
	同	はたはた小定置網漁業						
	第3種共同漁業	ちか・きゅうりうお・さば・いわし地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで					
	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業						
	同	こんぶ漁業	門別町地先	門別町	な し			
	同	あさり漁業						
	同	えぞばかがい漁業						
	同	さらがい漁業						
	同	つぶ漁業						
	同	ほっきがい漁業						
同	うに漁業							
同	なまこ漁業							
日海共第20号	第2種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業	5月1日から 8月31日まで					
	同	かじか・そい刺し網漁業						
	同	ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業						
	同	はたはた刺し網漁業						
	同	ちか・きゅうりうお・さば小定置網漁業		11月15日から 12月31日まで				
	同	はたはた小定置網漁業						

(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。

(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。

(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定し

	第2種共同漁業	さめ刺し網漁業	10月21日から 12月31日まで				業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。		
	同	にしん刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。		
日海共第35号	第1種共同漁業	ほたてがい漁業		静内町地先	静内町	なし			
	同	たこ漁業							
日海共第36号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業							(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
	同	さめ刺し網漁業	10月21日から 12月31日まで						ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
	同	にしん刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。		
日海共第37号	第1種共同漁業	ほたてがい漁業		新冠町地先	新冠町	なし			
	同	たこ漁業							
日海共第38号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業							(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
	同	かれい刺し網漁業	10月21日から 12月31日まで						ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
	同	さめ刺し網漁業	10月21日から 12月31日まで				(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。		
	同	にしん刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。		
日海共第39号	第1種共同漁業	たこ漁業		門別町地先	門別町	なし			
日海共第40号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業							(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁

日海共第42号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業	10月21日から 12月31日まで	えりも町、様似町、浦河町、三石町、静内町、新冠町及び門別町地先	えりも町、様似町、浦河町、三石町、静内町、新冠町及び門別町	業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	さめ刺し網漁業				
	同	にしん刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業				
	同	かれい刺し網漁業				
	同	きちじ刺し網漁業				
	同	さめ刺し網漁業	10月21日から 12月31日まで			
	同	たら刺し網漁業	9月1日から 翌年 3月31日まで			
同	にしん刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				
同	ほっけ・さば刺し網漁業					

北海道告示第1005号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、日高海区における区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成20年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容たるべき事項			地元地区	制限又は条件	
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	
三海区第1号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで	三石町地先	日高海区漁業調整委員会に備え置く 漁場図のとおり	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
静海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業		静内町地先		
静海区第2号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業				
新海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業		新冠町地先	新冠町	

北海道告示第1006号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、釧路十勝海区における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 3 存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、関係地区及び制限又は条件

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで

漁場番号	免許の内容	たるべき事項	関係地区	制限又は条件			
漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域			
釧海共第1号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から 12月31日まで	浜中町地先	釧路十勝海区漁業 調整委員会に備え 置く漁場区のおり	浜中町（散 布を除く。）	漁業権行使規則には、つば漁業の漁業 の方法について次の制限を規定しなければ ならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ペ ニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガ ニ及びタコが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。
	同	こんぶ漁業					
	同	のり漁業					
	同	ふのり漁業					
	同	あさり漁業					
	同	おおのがい漁業					
	同	おおみぞがい漁業					
	同	さらがい漁業					
	同	つば漁業					
	同	ほたてがい漁業					
	同	ほっきがい漁業					
	同	うに漁業					
	同	えむし漁業					
	同	ほくかいてび漁業					
釧海共第2号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から 12月31日まで	厚岸町地先	釧路十勝海区漁業 調整委員会に備え 置く漁場区のおり	浜中町散布	漁業権行使規則には、つば漁業の漁業 の方法について次の制限を規定しなければ ならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ペ ニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガ ニ及びタコが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。
	同	こんぶ漁業					
	同	のり漁業					
	同	ふのり漁業					
	同	さらがい漁業					
	同	つば漁業					
	同	ほたてがい漁業					
	同	ほっきがい漁業					
釧海共第3号	第1種共同漁業	おごのり漁業	1月1日から 12月31日まで	厚岸町地先	釧路十勝海区漁業 調整委員会に備え 置く漁場区のおり	厚岸町	漁業権行使規則には、つば漁業の漁業 の方法について次の制限を規定しなければ ならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ペ ニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガ ニ及びタコが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。
	同	ぎんなんそう漁業					
	同	こんぶ漁業					
	同	のり漁業					
	同	ふのり漁業					
	同	あさり漁業					
	同	つば漁業					
同	ほたてがい漁業						

釧海共第4号	第1種共同漁業	ほつきがい漁業	釧路町地先	釧路町	
	同	うに漁業			
	同	えむし漁業			
	同	ほくかいてび漁業			
	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業			
	同	こんぶ漁業			
	同	のり漁業			
	同	ふのり漁業			
	同	つぶ漁業			
	同	ほたてがい漁業			
釧海共第5号	第1種共同漁業	ほつきがい漁業	釧路市地先	釧路市	
	同	うに漁業			
	同	えむし漁業			
	同	ほくかいてび漁業			
	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業			
	同	こんぶ漁業			
	同	のり漁業			
	同	ふのり漁業			
	同	つぶ漁業			
	同	ほたてがい漁業			
釧海共第6号	第1種共同漁業	ほつきがい漁業	白糖町及び音別町地先	白糖町及び音別町	
	同	うに漁業			
	同	えむし漁業			
	同	こんぶ漁業			
	同	つぶ漁業			
	同	ほたてがい漁業			
釧海共第7号	第2種共同漁業	かじか・わらずか刺し網漁業	浜中町地先	浜中町（散布を除く。）	(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、まず小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイ
	同	かすべ刺し網漁業			
	同	かれい刺し網漁業			
	同	きゅうりうお・ちか・し			
	同	しゃも刺し網漁業			

	第2種共同漁業	こまい・はたはた刺し網漁業				ガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	にしん刺し網漁業				
	同	ほっけ・こまい刺し網漁業				
	同	ちか・こまい・はたはた小型定置網漁業				
	同	ます小型定置網漁業	6月1日から 8月10日まで			
	同	こまい・ちか氷下待網漁業	12月1日から 翌年 4月30日まで			
	第3種共同漁業	きゅうりうお・こまい・ちか地びき網	1月1日から 12月31日まで			
釧海共第8号	第2種共同漁業	かじか・わらずか刺し網漁業			浜中町散布	
	同	かすべ刺し網漁業				
	同	かれい刺し網漁業				
	同	きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業				
	同	こまい・はたはた刺し網漁業				
	同	にしん刺し網漁業				
	同	ほっけ・こまい刺し網漁業				
	同	ちか・こまい・はたはた小型定置網漁業				
	同	ます小型定置網漁業	6月1日から 8月10日まで			
釧海共第9号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで	厚岸町地先	厚岸町	
	同	かれい刺し網漁業				
	同	きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業				
	同	こまい・はたはた刺し網漁業				
	同	にしん刺し網漁業				
	同	ほっけ刺し網漁業				
	同	わらずか刺し網漁業				

釧路共第10号	第2種共同漁業	きゅうりうお・ちか・こまい小型定置網漁業	6月1日から 8月10日まで 12月1日から 翌年 4月30日まで 1月1日から 12月31日まで	釧路町地先	釧路町	
	同	しらうお小型定置網漁業				
	同	にしん小型定置網漁業				
	同	ます小型定置網漁業				
	同	こまい・ちか氷下待網漁業				
	同	しらうお張待網漁業				
	同	かすべ刺し網漁業				
	同	かれい刺し網漁業				
	同	きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業				
	同	こまい・はたはた刺し網漁業				
釧路共第11号	同	にしん刺し網漁業	6月1日から 8月10日まで 1月1日から 12月31日まで 6月1日から 8月10日まで 1月1日から 12月31日まで	釧路市地先	釧路市	(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、ます小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の条件に従って操業しなければならない。
	同	ほっけ刺し網漁業				
	同	しらうお小型定置網漁業				
	同	ちか・こまい・にしん小型定置網漁業				
	同	ます小型定置網漁業				
	同	かすべ刺し網漁業				
	同	かれい刺し網漁業				
	同	きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業				
	同	こまい・はたはた刺し網漁業				
	同	にしん刺し網漁業				
同	ほっけ刺し網漁業					
同	きゅうりうお・ちか・こまい小型定置網漁業					
同	ます小型定置網漁業					
同	かれい・こまい・はたはた底建網漁業					

釧海共第12号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業	6月1日から 8月10日まで	白糠町及び音別町地先	白糠町及び音別町	ア 身網の大きさは35メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以上に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ(網立)は、5メートル以下でなければならない。 (1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、ます小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	かれい刺し網漁業				
	同	きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業				
	同	こまい・はたはた刺し網漁業				
	同	にしん刺し網漁業				
	同	ほっけ刺し網漁業				
	同	きゅうりうお・ちか・こまい小型定置網漁業				
釧海共第13号	第2種共同漁業	かじか・わらずか刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで	浜中町地先	浜中町(散布を除く。)	
	同	かすべ刺し網漁業				
	同	かれい刺し網漁業				
	同	きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業				
	同	こまい・はたはた刺し網漁業				
	同	にしん刺し網漁業				
釧海共第14号	第2種共同漁業	かじか・わらずか刺し網漁業			浜中町散布	
	同	かすべ刺し網漁業				
	同	かれい刺し網漁業				
	同	きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業				
	同	こまい・はたはた刺し網漁業				
	同	にしん刺し網漁業				

釧海共第15号	第2種共同漁業	ほっけ・こまい刺し網漁業	厚岸町地先	厚岸町	
	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業			
	同	かれい刺し網漁業			
	同	きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業			
	同	こまい・はたはた刺し網漁業			
釧海共第16号	同	にしん刺し網漁業	釧路町地先	釧路町	
	同	ほっけ刺し網漁業			
	同	わらずか刺し網漁業			
	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業			
	同	かれい刺し網漁業			
釧海共第17号	同	きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業	釧路市地先	釧路市	
	同	こまい・はたはた刺し網漁業			
	同	にしん刺し網漁業			
	同	ほっけ刺し網漁業			
	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業			
	同	かれい刺し網漁業			
	同	きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業			
	同	こまい・はたはた刺し網漁業			
	同	にしん刺し網漁業			
	同	かれい・こまい・はたはた底建網漁業			

- (1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
- (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
- (3) 底建網漁業は、次の条件に従って操業しなければならない。
ア 身網の大きさは35メートル以下でなければならない。
イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。
ウ 身網の高さ（網立）は、5メートル以下でなければならない。

釧海共第18号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業	白糠町及び音別町地先	白糠町及び音別町	(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	かれい刺し網漁業			
	同	きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業			
	同	こまい・はたはた刺し網漁業			
	同	にしん刺し網漁業			
釧海共第19号	第2種共同漁業	ほっけ刺し網漁業	浜中町、厚岸町、釧路町、釧路市、白糠町及び音別町地先	浜中町、厚岸町、釧路町、釧路市、白糠町及び音別町	
	第2種共同漁業	にしん刺し網漁業			
十海共第1号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	浦幌町及び豊頃町地先	浦幌町及び豊頃町	なし
	同	こんぶ漁業			
	同	えぞばかがい漁業			
	同	ほっきがい漁業			
	同	うに漁業			
十海共第2号	第1種共同漁業	えぞばかがい漁業	大樹町地先	大樹町	
	同	ほっきがい漁業			
	同	えむし漁業			
十海共第3号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	広尾町地先	広尾町	
	同	こんぶ漁業			
	同	のり漁業			
	同	ふのり漁業			
	同	まつも漁業			
	同	あさり漁業			
	同	えぞばかがい漁業			
	同	ほっきがい漁業			
	同	うに漁業			
	同	えむし漁業			
十海共第4号	第1種共同漁業	つぶ漁業	浦幌町及び豊頃町地先	浦幌町及び豊頃町	(1) 漁業権行使規則には、つぶ漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、
十海共第5号	第1種共同漁業	つぶ漁業	大樹町地先	大樹町	
十海共第6号	第1種共同漁業	つぶ漁業	広尾町地先	広尾町	

十海共第7号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業	}	浦幌町及び豊頃町地先	}	浦幌町及び豊頃町	<p>速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、ます小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。</p> <p>シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p>
	同	かれい刺し網漁業					
	同	きゅうりうお・ちか刺し網漁業					
	同	こまい・はたはた刺し網漁業					
	同	にしん刺し網漁業					
	同	ほっけ刺し網漁業					
	同	きゅうりうお・ちか・こまい小型定置網漁業					
十海共第8号	第3種共同漁業	きゅうりうお・こまい・ちか地びき網漁業	}	大樹町地先	}	大樹町	
	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業					
	同	かれい刺し網漁業					
	同	きゅうりうお・ちか刺し網漁業					
	同	こまい・はたはた刺し網漁業					
	同	にしん刺し網漁業					
	同	ほっけ刺し網漁業					
十海共第9号	同	きゅうりうお・ちか・こまい小型定置網漁業	}	6月1日から8月10日まで	}		
	第3種共同漁業	きゅうりうお・こまい・ちか地びき網漁業					
	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業					
	同	かれい刺し網漁業					
	同	きゅうりうお・ちか刺し網漁業					
	同	こまい・はたはた刺し網漁業					
	同	にしん刺し網漁業					
同	ほっけ刺し網漁業						

十海共第10号	第2種共同漁業	きゅうりうお・ちか・こ まい小型定置網漁業	6月1日から 8月10日まで	浦幌町及び豊頃 町地先	浦幌町及び 豊頃町
	同	ます小型定置網漁業			
	第3種共同漁業	きゅうりうお・こまい・ ちか地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで		
	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業			
	同	かれい刺し網漁業			
同	きゅうりうお・ちか刺し 網漁業				
十海共第11号	同	こまい・はたはた刺し網 漁業			
	同	にしん刺し網漁業			
	同	ほっけ刺し網漁業			
	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業	大樹町地先		大樹町
	同	かれい刺し網漁業			
同	きゅうりうお・ちか刺し 網漁業				
同	こまい・はたはた刺し網 漁業				
同	にしん刺し網漁業				
十海共第12号	同	ほっけ刺し網漁業			
	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業	広尾町地先	広尾町	
	同	かれい刺し網漁業			
	同	きゅうりうお・ちか刺し 網漁業			
	同	こまい・はたはた刺し網 漁業			
同	にしん刺し網漁業				
同	ほっけ刺し網漁業				

北海道告示第1007号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、釧路十勝海区における区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成20年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

1 免許予定日 平成15年9月1日

漁場番号	免 許 の 内 容			た る べ き 事 項		地元地区	制 限 又 は 条 件
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域		
浜中海区第1号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から 12月31日まで	浜中町地先	釧路十勝海区漁業 調整委員会に備え 置く漁場図のとおり	浜中町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、 昼間にあつては縦及び横の長さがそれ ぞれ80センチメートル以上の赤色の標識 を、夜間にあつては電灯その他の照明に よる標識を水面1.5メートル以上の高さ に設置しなければならない。
	同	わかめ養殖業					
	同	うに養殖業					
浜中海区第2号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業	}	}	}	}	}
	同	わかめ養殖業					
	同	うに養殖業					
厚岸海区第1号	第1種区画漁業	のり養殖業	}	厚岸町地先	}	厚岸町	}
	同	かき養殖業					
	第3種区画漁業	あさり養殖業					
厚岸海区第2号	同	かき養殖業	}	}	}	}	}
	第1種区画漁業	こんぶ養殖業					
	同	のり養殖業					
	同	わかめ養殖業					
厚岸海区第2号	同	かき養殖業	}	}	}	}	}
	同	かき養殖業					
昆海区第1号	第1種区画漁業	かき養殖業	}	釧路町地先	}	釧路町	}
	同	ほたてがい養殖業					
釧路海区第1号	第1種区画漁業	かき養殖業	}	釧路市地先	}	釧路市	}
	同	ぎんざけ養殖業					
	同	さくらます養殖業					
	同	うに養殖業					
釧路海区第2号	第3種区画漁業	うに養殖業	}	}	}	}	}
釧路海区第3号	第3種区画漁業	うに養殖業					
釧路海区第4号	第3種区画漁業	うに養殖業					
白糠海区第1号	第1種区画漁業	かき養殖業	}	白糠町地先	}	白糠町	}
豊頃海区第1号	第1種区画漁業	かき養殖業		豊頃町地先		豊頃町及び 浦幌町	

北海道告示第1008号

北海道知事 高橋 はるみ

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、根室海区における区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年5月30日

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成20年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容		たるべき事項			地元地区	制限又は条件
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域		
羅海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から 12月31日まで	羅臼町地先	根室海区漁業調整 委員会に備え置く 漁場図のとおり	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、 昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ 80センチメートル以上の赤色の標識を、 夜間にあつては電灯その他の照明による 標識を、水面1.5メートル以上の高さに 設置しなければならない。
	同	こんぶ養殖業					
羅海区第2号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
	同	こんぶ養殖業					
羅海区第3号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
	同	こんぶ養殖業					
羅海区第4号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
	同	こんぶ養殖業					
羅海区第5号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
	同	こんぶ養殖業					
羅海区第6号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
	同	こんぶ養殖業					
羅海区第7号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
	同	こんぶ養殖業					
羅海区第8号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
	同	こんぶ養殖業					
羅海区第9号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
	同	こんぶ養殖業					
羅海区第10号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
	同	こんぶ養殖業					
羅海区第11号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
	同	こんぶ養殖業					
羅海区第12号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
	同	こんぶ養殖業					
羅海区第13号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
	同	こんぶ養殖業					
羅海区第14号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
	同	こんぶ養殖業					

羅海区第15号	第1種区画漁業 同	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業				
羅海区第16号	第1種区画漁業 同	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業				
羅海区第17号	第1種区画漁業 同	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業				
羅海区第18号	第1種区画漁業 同	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業				
羅海区第19号	第1種区画漁業 同	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業				
羅海区第20号	第1種区画漁業 同	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業				
羅海区第21号	第1種区画漁業 同	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業				
羅海区第22号	第1種区画漁業 同	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業				
羅海区第23号	第1種区画漁業 同	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業				
羅海区第24号	第1種区画漁業 同	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業				
羅海区第25号	第1種区画漁業 同	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業				
羅海区第26号	第1種区画漁業 同	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業				
標海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業	標津町地先		標津町	(1) 養殖施設は、水面から水深の3分の2以深に設置しなければならない。 (2) 養殖施設の設置の期間、範囲及び数については、毎年当該海域を管轄する海上保安部長に対し報告しなければならない。
別海区第1号	第1種区画漁業 同	ほたてがい養殖業 うに養殖業	別海町地先		別海町野付、尾岱沼、床丹及び国土地理院三角点原質を通る緯線以北の本別海	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さには設置しなければならない。

根海区第1号	第1種区画漁業	うに養殖業	根室市地先	根室市（友知、豊里以東及び長節、西和田、東和田、幌茂尻以西を除く。）
--------	---------	-------	-------	------------------------------------

北海道告示第1009号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、網走海区における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、関係地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容たるべき事項				関係地区	制限又は条件	
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置			
網海共第1号	第1種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	雄武町地先	網走海区漁業調整委員会に備え置く漁場図のとおり	雄武町	なし
	同	のり漁業					
	同	もずく漁業					
	同	あさり漁業					
	同	ほっきがい漁業					
	同	つぶ漁業					
	同	えぞばかがい漁業					
	同	なまこ漁業					
	同	うに漁業					
	同	えむし漁業					
網海共第2号	第1種共同漁業	こんぶ漁業	興部町地先	興部町			
	同	ふのり漁業					
	同	もずく漁業					
	同	あさり漁業					
	同	ほっきがい漁業					
	同	つぶ漁業					
	同	えぞばかがい漁業					
	同	なまこ漁業					
同	うに漁業						

網海共第3号	第1種共同漁業	えむし漁業	紋別市地先	紋別市
	第1種共同漁業	こんぶ漁業		
	同	のり漁業		
	同	もずく漁業		
	同	ほっきがい漁業		
	同	つぶ漁業		
	同	えぞばかがい漁業		
	同	なまこ漁業		
網海共第4号	第1種共同漁業	えむし漁業	湧別町地先	湧別町
	同	こんぶ漁業		
	同	のり漁業		
	同	もずく漁業		
	同	ほっきがい漁業		
	同	つぶ漁業		
	同	えぞばかがい漁業		
	同	なまこ漁業		
網海共第5号	第1種共同漁業	えむし漁業	常呂町地先	佐呂間町及び常呂町
	同	ほっきがい漁業		
	同	つぶ漁業		
	同	えぞばかがい漁業		
	同	なまこ漁業		
	同	うに漁業		
	同	のり漁業		
	同	ほっきがい漁業		
網海共第6号	第1種共同漁業	えむし漁業	網走市及び小清水町地先	網走市及び小清水町字浜小清水
	同	こんぶ漁業		
	同	ふのり漁業		
	同	のり漁業		
	同	えむし漁業		
	同	なまこ漁業		
	同	うに漁業		
	同	えむし漁業		

網海共第8号	第1種共同漁業	あさり漁業						
	同	ほっきがい漁業						
	同	つぶ漁業						
	同	えぞばかがい漁業						
	同	さらがい漁業						
	同	なまこ漁業						
	同	うに漁業						
	同	えむし漁業						
	同	ほくかいえび漁業						
	同	第1種共同漁業	こんぶ漁業		小清水町及び斜里町地先	小清水町字止別及び斜里町		
同	同	ふのり漁業						
同	同	のり漁業						
同	同	もずく漁業						
同	同	ほっきがい漁業						
同	同	つぶ漁業						
同	同	えぞばかがい漁業						
同	同	さらがい漁業						
同	同	なまこ漁業						
同	同	うに漁業						
網海共第9号	同	えむし漁業						
	同	ほくかいえび漁業						
網海共第9号	第2種共同漁業	ます小型定置網漁業	7月1日から8月31日まで	雄武町地先	雄武町	<p>(1) 漁業権行使規則には漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが捕獲された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>ただし、カラフトマスについてはます小型定置網漁業及びいわし・ます・にしん小型定置網漁業を除く。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p>		
	同	同	いわし・ます・にしん小型定置網漁業				4月1日から7月31日まで	
網海共第10号	第3種共同漁業	ちか・いかなご地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	興部町地先	興部町			
	第2種共同漁業	ます小型定置網漁業	7月1日から8月31日まで					
	同	同	いわし・ます・にしん小型定置網漁業				4月1日から7月31日まで	
	第3種共同漁業	ちか・いかなご地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					
網海共第11号	第2種共同漁業	ます小型定置網漁業	7月1日から8月31日まで	紋別市地先	紋別市			

	第2種共同漁業	いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から 7月31日まで				
	第3種共同漁業	ちか・いかなご地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで				
網海共第12号	第2種共同漁業	ます小型定置網漁業	7月1日から 8月31日まで	湧別町地先		湧別町	
	同	いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から 7月31日まで				
	第3種共同漁業	ちか・いかなご地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで				
網海共第13号	第2種共同漁業	ます小型定置網漁業	7月1日から 8月31日まで	常呂町地先		佐呂間町及び常呂町	
	同	いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から 7月31日まで				
	第3種共同漁業	ちか・いかなご地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで				
網海共第14号	第2種共同漁業	ます小型定置網漁業	7月1日から 8月31日まで	網走市及び小清水町地先		網走市及び小清水町字浜小清水	
	同	いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から 7月31日まで				
	第3種共同漁業	はたはた・ちか地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで				
網海共第15号	第2種共同漁業	ます小型定置網漁業	7月1日から 8月31日まで	小清水町及び斜里町地先		小清水町字止別及び斜里町	
	同	いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から 7月31日まで				
	第3種共同漁業	はたはた・ちか地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで				
網海共第16号	第1種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から 12月31日まで	雄武町地先		雄武町	なし
	同	えぞきんちゃくがい漁業					
網海共第17号	第1種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から 12月31日まで	興部町地先		興部町	
	同	えぞきんちゃくがい漁業					
網海共第18号	第1種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から 12月31日まで	紋別市地先		紋別市	
	同	えぞきんちゃくがい漁業					
網海共第19号	第1種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から 12月31日まで	湧別町地先		湧別町	
	同	えぞきんちゃくがい漁業					
網海共第20号	第1種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から 12月31日まで	常呂町地先		佐呂間町及び常呂町	
	同	えぞきんちゃくがい漁業					

網海共第21号	第1種共同漁業 同	ほたてがい漁業 えぞきんちゃくがい漁業	網走市及び小清水町地先	網走市及び小清水町字浜小清水
網海共第22号	第1種共同漁業 同	ほたてがい漁業 えぞきんちゃくがい漁業	小清水町及び斜里町	小清水町字止別及び斜里町
網海共第23号	第2種共同漁業 同 同	ほや漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた・ちか刺し網漁業 そい・ほっけ刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業	雄武町地先	雄武町
網海共第24号	第2種共同漁業 同 同	かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた・ちか刺し網漁業 そい・ほっけ刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業	興部町地先	興部町
網海共第25号	第2種共同漁業 同 同	かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた・ちか刺し網漁業 そい・ほっけ刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業	紋別市地先	紋別市
網海共第26号	第2種共同漁業 同 同	かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた・ちか刺し網漁業 そい・ほっけ刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業	湧別町地先	湧別町
網海共第27号	第2種共同漁業 同	かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業	常呂町地先	佐呂間町及び常呂町

- (1) 漁業権行使規則には漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
ア シロサケが採捕された場合には速やかに海中に戻さなければならない。
イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ペニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが捕獲された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
- (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
- (3) 底建網漁業は次の制限に従って操業しなければならない。
ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。
イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。

	第2種共同漁業	はたはた・ちか刺し網漁業				
	同	そい・ほっけ刺し網漁業				
	同	いか・ほっけ・かれい底建網漁業				
網海共第28号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業	} 網走市及び小清水町地先	} 網走市及び小清水町字浜小清水	}	
	同	にしん刺し網漁業				
	同	はたはた・ちか刺し網漁業				
	同	そい・ほっけ刺し網漁業				
	同	いか・ほっけ・かれい底建網漁業				
網海共第29号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業	} 小清水町及び斜里町地先	} 小清水町字止別及び斜里町	}	
	同	にしん刺し網漁業				
	同	はたはた・ちか刺し網漁業				
	同	そい・ほっけ刺し網漁業				
	同	いか・ほっけ・かれい底建網漁業				
網海共第30号	第1種共同漁業	たこ漁業	雄武町、興部町及び紋別市地先	雄武町、興部町及び紋別市	}	} な し
網海共第31号	第1種共同漁業	たこ漁業	湧別町及び常呂町地先	湧別町、佐呂間町及び常呂町		
網海共第32号	第1種共同漁業	たこ漁業	網走市、小清水町及び斜里町地先	網走市、小清水町及び斜里町		
網海共第33号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業	雄武町、興部町及び紋別市地先	雄武町、興部町及び紋別市		
網海共第34号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業	湧別町及び常呂町地先	湧別町、佐呂間町及び常呂町		
網海共第35号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業	網走市、小清水町及び斜里町地先	網走市、小清水町及び斜里町		
網海共第36号	第2種共同漁業	にしん刺し網漁業	雄武町、興部町、	雄武町、興		

(1) 漁業権行使規則には漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
 ア シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが捕獲された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。

				紋別市、湧別町、常呂町、網走市、小清水町及び斜里町地先		部町、紋別市、湧別町、佐呂間町、常呂町、網走市、小清水町及び斜里町	(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
網海共第37号	第1種共同漁業	こんぶ漁業		湧別町、佐呂間町及び常呂町地先	サロマ湖の区域	湧別町、佐呂間町及び常呂町	なし
同	同	おごのり漁業					
同	同	あさり漁業					
同	同	つぶ漁業					
同	同	なまこ漁業					
同	同	うに漁業					
同	同	ほくかいてび漁業					
網海共第38号	第2種共同漁業	ほたてがい漁業	3月1日から 12月31日まで				(1) 漁業権行使規則には漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア シロサケ及びカラフトマスが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。ただし、ちか・きゅうりうお・こまい小型定置網漁業を除く。 イ ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが捕獲された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
同	同	かれい刺し網漁業					
同	同	にしん刺し網漁業					
同	同	ちか・さより刺し網漁業					
同	同	ちか・きゅうりうお・こまい小型定置網漁業					
同	同	こまい・かれい底建網漁業					
同	同	かれい氷下待網漁業					
	第3種共同漁業	ちか・きゅうりうお地びき網漁業	1月1日から 4月30日まで				(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。

北海道告示第1010号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、網走海区における区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。
平成15年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成20年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容たるべき事項			地元地区 制限又は条件		
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	
雄海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から 12月31日まで	雄武町地先	網走海区漁業調整 委員会に備え置く 漁場図のとおり	雄武町 興部町 紋別市 網走市及び 小清水町字 浜小清水
興海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業		興部町地先		
紋海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業		紋別市地先		
網走海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業		網走市及び小清水町地先		
サロマ海区 第1号	第1種区画漁業 同 同	ほたてがい養殖業 かき養殖業 のり養殖業		湧別町、佐呂間町及び常呂町地先	サロマ湖の区域	湧別町、佐呂間町及び常呂町

(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他照明による標識を、水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 養殖施設は定置網漁業の漁場の区域から500メートル以上離して設置しなければならない。

ほたてがい養殖漁業にあっては、設置する養殖施設は、15,000台以内でなければならない。（幹網100メートルをもって1台とする。）

北海道告示第1011号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、宗谷海区における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。
平成15年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、関係地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容たるべき事項			関係地区 制限又は条件		
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	
宗海共第1号	第1種共同漁業	いがい漁業	1月1日から 12月31日まで	豊富町地先	宗谷海区漁業調整 委員会に備え置く 漁場図のとおり	豊富町
	同	えぞばかがい漁業				
	同	さらがい漁業				
	同	なまこ漁業				
宗海共第2号	第1種共同漁業	ほっきがい漁業		稚内市地先	稚内市（大字宗谷村を除く。）	
	同	あかば漁業				
	同	あわび漁業				
	同	いがい漁業				

	第1種共同漁業	う に 漁 業				
	同	えぞばかがい漁業				
	同	えむし漁業				
	同	ぎんなんそう漁業				
	同	こんぶ漁業				
	同	さらがい漁業				
	同	たこ漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	なまこ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ほくかいてび漁業				
	同	ほっきがい漁業				
	同	ほや漁業				
	同	もずく漁業				
	同	わかめ漁業				
宗海共第3号	第1種共同漁業	あかば漁業				
	同	あわび漁業				
	同	いがい漁業				
	同	う に 漁 業				
	同	えぞばかがい漁業				
	同	えむし漁業				
	同	ぎんなんそう漁業				
	同	こんぶ漁業				
	同	さらがい漁業				
	同	たこ漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	なまこ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ほくかいてび漁業				
	同	ほっきがい漁業				
	同	ほや漁業				
	同	もずく漁業				
	同	わかめ漁業				
宗海共第4号	第1種共同漁業	あかば漁業				稚内市大字 宗谷村
	同	あさり漁業				

宗海共第5号	第1種共同漁業	う に 漁 業	}	猿払村地先	}	猿払村
	同	え ぞ ば か が い 漁 業				
	同	え む し 漁 業				
	同	ぎ ん な ん そ う 漁 業				
	同	こ ん ぶ 漁 業				
	同	つ ぶ 漁 業				
	同	な ま こ 漁 業				
	同	ほ く か い え び 漁 業				
	同	ほ っ き が い 漁 業				
	同	も ず く 漁 業				
宗海共第6号	第1種共同漁業	う に 漁 業	}	浜頓別町地先	}	浜頓別町
	同	え む し 漁 業				
	同	こ ん ぶ 漁 業				
	同	さ ら が い 漁 業				
	同	た こ 漁 業				
	同	つ ぶ 漁 業				
	同	な ま こ 漁 業				
	同	ほ っ き が い 漁 業				
	同	ほ や 漁 業				
	同	う に 漁 業				
宗海共第7号	第1種共同漁業	あ か ば 漁 業	}	枝幸町地先	}	枝幸町
	同	あ さ り 漁 業				
	同	う に 漁 業				
	同	え ぞ ば か が い 漁 業				
	同	え む し 漁 業				
	同	ぎ ん な ん そ う 漁 業				

宗海共第8号	第1種共同漁業	こんぶ漁業	利尻町地先	利尻町仙法志
	同	たこ漁業		
	同	つぶ漁業		
	同	なまこ漁業		
	同	のり漁業		
	同	ふのり漁業		
	同	ほくかいえび漁業		
	同	ほっきがい漁業		
	同	ほや漁業		
	同	もずく漁業		
	第1種共同漁業	あかば漁業		
	同	あわび漁業		
	同	いがい漁業		
	同	うに漁業		
宗海共第9号	同	えむし漁業	利尻町沓形	
	同	ぎんなんそう漁業		
	同	こんぶ漁業		
	同	たこ漁業		
	同	つぶ漁業		
	同	てんぐさ漁業		
	同	なまこ漁業		
	同	のり漁業		
	同	ふのり漁業		
	同	ほくかいえび漁業		
	同	ほや漁業		
	同	もずく漁業		
	第1種共同漁業	わかめ漁業		
	同	あかば漁業		
同	あわび漁業			
同	いがい漁業			
同	うに漁業			
同	えむし漁業			
同	ぎんなんそう漁業			
同	こんぶ漁業			
同	たこ漁業			

宗海共第10号	第1種共同漁業	つ ぶ 漁 業	利尻富士町地先	利尻富士町 鷺泊
	同	て ん ぐ さ 漁 業		
	同	な ま こ 漁 業		
	同	の り 漁 業		
	同	ふ の り 漁 業		
	同	ほ く か い え び 漁 業		
	同	ほ や 漁 業		
	同	も ず く 漁 業		
	同	わ か め 漁 業		
	第1種共同漁業	あ か ば 漁 業		
	同	あ わ び 漁 業		
	同	い が い 漁 業		
	同	う に 漁 業		
	同	え む し 漁 業		
	同	ぎ ん な ん そ う 漁 業		
宗海共第11号	同	こ ん ぶ 漁 業	利尻富士町 鬼脇	
	同	た こ 漁 業		
	同	つ ぶ 漁 業		
	同	て ん ぐ さ 漁 業		
	同	な ま こ 漁 業		
	同	の り 漁 業		
	同	ふ の り 漁 業		
	同	ほ く か い え び 漁 業		
	同	ほ っ き が い 漁 業		
	同	ほ や 漁 業		
	同	も ず く 漁 業		
	同	わ か め 漁 業		
	第1種共同漁業	あ か ば 漁 業		
	同	あ わ び 漁 業		
	同	い が い 漁 業		
同	う に 漁 業			
同	え む し 漁 業			
同	ぎ ん な ん そ う 漁 業			
同	こ ん ぶ 漁 業			
同	た こ 漁 業			

宗海共第12号	第1種共同漁業	つ ぶ 漁 業	礼文町地先	礼文町大字 香深村
	同	て ん ぐ さ 漁 業		
	同	な ま こ 漁 業		
	同	の り 漁 業		
	同	ふ の り 漁 業		
	同	ほ た て が い 漁 業		
	同	ほ く か い え び 漁 業		
	同	ほ っ き が い 漁 業		
	同	ほ や 漁 業		
	同	も ず く 漁 業		
	同	わ か め 漁 業		
	第1種共同漁業	あ か ば 漁 業		
	同	あ さ り 漁 業		
	同	あ わ び 漁 業		
宗海共第13号	同	い が い 漁 業	礼文町大字 船泊村	
	同	う に 漁 業		
	同	え む し 漁 業		
	同	ぎ ん な ん そ う 漁 業		
	同	こ ん ぶ 漁 業		
	同	た こ 漁 業		
	同	つ ぶ 漁 業		
	同	て ん ぐ さ 漁 業		
	同	な ま こ 漁 業		
	同	の り 漁 業		
	同	ふ の り 漁 業		
	同	ほ く か い え び 漁 業		
	同	も ず く 漁 業		
	同	わ か め 漁 業		
第1種共同漁業	あ か ば 漁 業			
同	あ さ り 漁 業			
同	あ わ び 漁 業			
同	い が い 漁 業			
同	う に 漁 業			
同	え ぞ ば か が い 漁 業			
同	え む し 漁 業			

	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業				
	同	こんぶ漁業				
	同	たこ漁業				
	同	つぶ漁業				
	同	てんぐさ漁業				
	同	なまこ漁業				
	同	のり漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	ほくかいえび漁業				
	同	ほっきがい漁業				
	同	ほや漁業				
	同	もずく漁業				
	同	わかめ漁業				
宗海共第14号	第1種共同漁業	ほたてがい漁業		稚内市地先		稚内市（大字宗谷村を除く。）
宗海共第15号	第1種共同漁業	ほたてがい漁業				稚内市大字宗谷村
宗海共第16号	第1種共同漁業	ほたてがい漁業		猿払村地先		猿払村
宗海共第17号	第1種共同漁業	ほたてがい漁業		浜頓別町地先		浜頓別町
宗海共第18号	第1種共同漁業	ほたてがい漁業		枝幸町地先		枝幸町
宗海共第19号	第1種共同漁業	たこ漁業		豊富町地先		豊富町
宗海共第20号	第1種共同漁業	たこ漁業		稚内市地先		稚内市大字宗谷村
宗海共第21号	第1種共同漁業	たこ漁業				稚内市
宗海共第22号	第1種共同漁業	たこ漁業		利尻町及び利尻富士町地先		利尻町及び利尻富士町
宗海共第23号	第1種共同漁業	たこ漁業		礼文町地先		礼文町
宗海共第24号	第2種共同漁業	かれい・ます・ふぐ小型定置網漁業	4月1日から8月31日まで	豊富町地先		豊富町
	第3種共同漁業	ちか・かれい・いかなご地びき網漁業	1月1日から12月31日まで			

(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
 ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。
 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。

宗海共第25号	第2種共同漁業	かれい・ほっけ・いか底 建網漁業	11月1日から 翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	<p>イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p> <p>(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p> <p>(3) 建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。</p> <p>ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。</p> <p>イ 網は、水深の2分の1以深に敷設しなければならない。</p> <p>(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p>
宗海共第26号	第2種共同漁業 同 同 同 同 同	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ちか刺し網漁業 にしん刺し網漁業	11月1日から 翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	<p>(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p>

宗海共第27号	第2種共同漁業	はたはた刺し網漁業	9月1日から 12月31日まで	稚内市地先	稚内市大字 宗谷村	<p>い。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p> <p>(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。</p> <p>ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p>
	同	ほっけ刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	めばる・そい刺し網漁業				
宗海共第28号	第2種共同漁業	かれい・ます・ふぐ小型定置網漁業	4月1日から 8月31日まで	稚内市大字 宗谷村	<p>(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。</p> <p>ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p> <p>(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p>	
	第3種共同漁業	ちか・かれい・いかなご地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	かすべ刺し網漁業	6月1日から 11月30日まで			
	同	かれい刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	ひらめ刺し網漁業				
同	ちか刺し網漁業					
宗海共第29号	同	にしん刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで	稚内市大字 宗谷村	<p>(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p> <p>(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p>	
	同	ほっけ刺し網漁業				
	第2種共同漁業	かれい・ほっけ・いか底建網漁業				

						<p>ない。</p> <p>ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p> <p>(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。</p> <p>ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。</p> <p>イ 網は、水深の2分の1以深に敷設しなければならない。</p>
宗海共第30号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業	6月1日から11月30日まで	猿払村地先	猿払村	<p>(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。</p> <p>ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p> <p>(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p>
	同	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで			
	同	にしん刺し網漁業	4月1日から8月31日まで			
	同	かれい・ます・ふぐ小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで			
	第3種共同漁業	ちか・かれい・いかなご地びき網漁業	1月1日から12月31日まで			
宗海共第31号	第2種共同漁業	かれい・ほっけ・いか底建網漁業				

宗海共第32号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業	6月1日から 11月30日まで	浜頓別町地先	浜頓別町	<p>イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p> <p>(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水深の2分の1以深に敷設しなければならない。</p>
	同	かれい刺し網漁業	1月1日から			<p>(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p>
	同	にしん刺し網漁業	12月31日まで			
	同	かれい・ます・ふぐ小型定置網漁業	4月1日から 8月31日まで			
宗海共第33号	第2種共同漁業	かれい・ほっけ・いか底建網漁業	1月1日から 12月31日まで			

宗海共第36号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業	9月1日から 翌年 6月20日まで	利尻町地先	利尻町仙法志	ならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 (1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水深の2分の1以深に敷設しなければならない。
	同	かれい刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	たら刺し網漁業	11月1日から 翌年 5月31日まで			
	同	にしん刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	ほっけ刺し網漁業				
	同	めばる・そい刺し網漁業				
	同	いかなご小型定置網漁業	4月1日から 7月31日まで			
	同	ほっけ・ます小型定置網漁業	3月20日から 12月31日まで			
	同	かれい・ほっけ・いか底建網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	宗海共第37号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業			
同		かれい刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
同		たら刺し網漁業	11月1日から 翌年 5月31日まで			
同		にしん刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
同		ほっけ刺し網漁業				
同		めばる・そい刺し網漁業				
同		いかなご小型定置網漁業	4月1日から 7月31日まで			
同	ほっけ・ます小型定置網漁業	3月20日から 12月31日まで				

宗海共第38号	第2種共同漁業	かれい・ほっけ・いか底 建網漁業	1月1日から 12月31日まで	利尻富士町地先	利尻富士町 鷺泊	<p>(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。</p> <p>ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p> <p>(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。</p> <p>ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。</p> <p>イ 網は、水深の2分の1以深に敷設しなければならない。</p>
	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業	9月1日から 翌年 6月20日まで			
	同	かれい刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	たら刺し網漁業	11月1日から 翌年 5月31日まで			
	同	にしん刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	ほっけ刺し網漁業				
	同	めばる・そい刺し網漁業				
	同	いかなご小型定置網漁業	4月1日から 7月31日まで			
	同	ほっけ・ます・いか小型 定置網漁業	3月20日から 12月31日まで			
	同	かれい・ほっけ・いか底 建網漁業	1月1日から 12月31日まで			
第3種共同漁業	ちか・かれい・いかなご 地びき網漁業					
宗海共第39号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業	9月1日から 翌年 6月20日まで	利尻富士町 鬼脇		
	同	かれい刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	たら刺し網漁業	11月1日から 翌年 5月31日まで			
	同	にしん刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	ほっけ刺し網漁業				
	同	めばる・そい刺し網漁業				
	同	いかなご小型定置網漁業	4月1日から 7月31日まで			
	同	ほっけ・ます・いか小型 定置網漁業	3月20日から 12月31日まで			
	同	かれい・ほっけ・いか底 建網漁業	1月1日から 12月31日まで			

宗海共第40号	第3種共同漁業	ちか・かれい・いかなご 地びき網漁業				
	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業	9月1日から 翌年 6月20日まで	礼文町地先	礼文町大字 香深村	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水深の2分の1以深に敷設しなければならない。
	同	かれい刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	たら刺し網漁業	11月1日から 翌年 5月31日まで			
	同	にしん刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	ほっけ刺し網漁業				
	同	めばる・そい刺し網漁業				
	同	いかなご小型定置網漁業	4月1日から 7月31日まで			
	同	ほっけ・ます小型定置網漁業	3月20日から 12月31日まで			
	同	かれい・ほっけ・いか底建網漁業	1月1日から 12月31日まで			
宗海共第41号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業	9月1日から 翌年 6月20日まで			
	同	かれい刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	たら刺し網漁業	11月1日から 翌年 5月31日まで			
	同	にしん刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	ほっけ刺し網漁業				
	同	めばる・そい刺し網漁業				
	同	いかなご小型定置網漁業	4月1日から 7月31日まで			
	同	ほっけ・ます小型定置網漁業	3月20日から 12月31日まで			

	第2種共同漁業	かれい・ほっけ・いか底 建網漁業	1月1日から 12月31日まで				最高限度を規定しなければならない。
	第3種共同漁業	ちか・かれい・いかなご 地びき網漁業					(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水深の2分の1以深に敷設しなければならない。
宗海共第42号	第2種共同漁業	いかなご小型定置網漁業	4月1日から 7月31日まで	稚内市地先	稚内市（大字宗谷村を除く。）		(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ペニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
	同	かれい・ます・ふぐ小型 定置網漁業	4月1日から 8月31日まで				
	第3種共同漁業	ちか・かれい・いかなご 地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで				
宗海共第43号	第2種共同漁業	いかなご小型定置網漁業	4月1日から 7月31日まで				ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ペニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
	同	いか・かれい小型定置網 漁業	9月1日から 12月31日まで				(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	かれい・ます・ふぐ小型 定置網漁業	4月1日から 8月31日まで				(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ペニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
	第3種共同漁業	ちか・かれい・いかなご 地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで				(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下
宗海共第44号	第2種共同漁業	かれい・ほっけ・いか底 建網漁業					

宗海共第45号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業	9月1日から 12月31日まで				でなければならない。 イ 網は、水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 (1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) かすべ刺し網漁業は、12月1日から翌年5月31日までの間においては、西稚内港北島堤港灯中心点から正西の線以北の海域で操業してはならない。
	同	かれい刺し網漁業					
	同	ひらめ刺し網漁業					
	同	ちか・しらうお刺し網漁業					
	同	にしん刺し網漁業					
	同	はたはた刺し網漁業					
宗海共第46号	第2種共同漁業	ほっけ刺し網漁業	9月1日から 12月31日まで				(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) かすべ刺し網漁業は、12月1日から翌年5月31日までの間においては、西稚内港北島堤港灯中心点から正西の線以北の海域で操業してはならない。
	同	めばる・そい刺し網漁業					
	同	かすべ刺し網漁業					
	同	かれい刺し網漁業					
	同	ひらめ刺し網漁業					
	同	ちか・しらうお刺し網漁業					
宗海共第47号	第2種共同漁業	にしん刺し網漁業	9月1日から 12月31日まで			稚内市	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) かすべ刺し網漁業は、12月1日から
	同	はたはた刺し網漁業					
	同	ほっけ刺し網漁業					
	同	めばる・そい刺し網漁業					
	同	かすべ刺し網漁業					
	同	かれい刺し網漁業					

宗海共第48号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業	6月1日から 11月30日まで	猿払村、浜頓別町及び枝幸町地先	猿払村、浜頓別町及び枝幸町	<p>翌年5月31日までの間においては、西稚内港北島堤港灯中心点から正西の線以北の海域で操業してはならない。</p> <p>(4) かれい刺し網漁業、ひらめ刺し網漁業、にしん刺し網漁業及びほっけ刺し網漁業は、1月1日から2月末日までの間においては、国が定める沖合底びき網漁業の禁止区域内で操業しなければならない。</p>
	同	かれい刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	にしん刺し網漁業				
宗海共第49号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業	9月1日から 翌年 6月20日まで	礼文町、利尻町及び利尻富士町地先	礼文町、利尻町及び利尻富士町	<p>(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p> <p>(3) かれい刺し網漁業、にしん刺し網漁業は、1月1日から2月末日までの間においては、国が定める沖合底びき網漁業の禁止区域内で操業しなければならない。</p>
	同	かれい刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	たら刺し網漁業	11月1日から 翌年 5月31日まで			
	同	にしん刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	ほっけ・めばる・そい刺し網漁業				

ならない。

北海道告示第1012号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、宗谷海区における区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成20年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容たるべき事項			地元地区	制限又は条件		
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期				
稚海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から 12月31日まで	稚内市地先	宗谷海区漁業調整 委員会に備え置く 漁場図のとおり	稚内市（大 字宗谷村を 除く。）	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、 昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ 80センチメートル以上の赤色の標識を、 夜間にあつては電灯その他の照明による 標識を、水面1.5メートル以上の高さに 設置しなければならない。
稚海区第2号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業					
稚海区第3号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業					
稚海区第4号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業		稚内市大字 宗谷村		(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲に は、昼間にあつては縦及び横の長さが それぞれ80センチメートル以上の赤色の 標識を、夜間にあつては電灯その他の 照明による標識を、水面1.5メートル 以上の高さに設置しなければならない。	
稚海区第5号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
猿海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業		猿払村地先	猿払村		
猿海区第2号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
浜頓海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業		浜頓別町地先	浜頓別町	(2) 区画漁業を営んでいる水面の周囲に は、事故防止のためにレーダー反射板 を水面1.5メートル以上の高さに設置 しなければならない。	
枝海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
枝海区第2号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業		枝幸町地先	枝幸町		
枝海区第3号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
利富海区第1号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業		利尻富士町地先	利尻富士町 鷺泊	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、 昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ 80センチメートル以上の赤色の標識を、 夜間にあつては電灯その他の照明による 標識を、水面1.5メートル以上の高さに 設置しなければならない。	
利富海区第2号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業					
	同	ほたてがい養殖業					
利富海区第3号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業		利尻富士町	利尻富士町 鬼脇		
利富海区第4号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業					
	同	ほたてがい養殖業					
利海区第1号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業		利尻町地先	利尻町仙法 志		
利海区第2号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業					
利海区第3号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業			利尻町沓形		
	同	うに養殖業					

礼海区第4号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業	}	礼文町地先	}	礼文町大字 香深村
同	同	うに養殖業				
礼海区第1号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業				
礼海区第2号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業				
礼海区第3号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業				
礼海区第4号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業				
礼海区第5号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業				
礼海区第6号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業				
礼海区第7号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業				
礼海区第8号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業	}	礼文町大字 船泊村		
礼海区第9号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業				

北海道告示第1013号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、留萌海区における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、関係地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容たるべき事項			関係地区	制限又は条件		
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域		
留海共第1号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	} 1月1日から 12月31日まで	} 増毛町地先	} 留萌海区漁業調整 委員会に備え置く 漁場図のとおり	} 増毛町	} なし
	同	こんぶ漁業					
	同	てんぐさ漁業					
	同	のり漁業					
	同	わかめ漁業					
	同	あわび漁業					
	同	いがい漁業					
	同	うに漁業					
	同	つぶ漁業					
留海共第2号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	} 留萌市及び小平 町地先	} 留萌市並び に小平町字 白谷、字小 平町及び字 花岡			
	同	こんぶ漁業					
	同	てんぐさ漁業					
	同	のり漁業					
	同	もずく漁業					

留海共第3号	第1種共同漁業	わ か め 漁 業	小平町地先	小平町字大 椴及び字鬼 鹿
	同	あ わ び 漁 業		
	同	い が い 漁 業		
	同	う に 漁 業		
	同	つ ぶ 漁 業		
	同	え む し 漁 業		
留海共第4号	第1種共同漁業	ぎ ん な ん そ う 漁 業	苫前町地先	苫前町
	同	こ ん ぶ 漁 業		
	同	て ん ぐ さ 漁 業		
	同	わ か め 漁 業		
	同	あ わ び 漁 業		
	同	い が い 漁 業		
留海共第5号	第1種共同漁業	ぎ ん な ん そ う 漁 業	羽幌町地先	羽幌町（大 字天売及び 大字焼尻を 除く。）
	同	こ ん ぶ 漁 業		
	同	て ん ぐ さ 漁 業		
	同	の り 漁 業		
	同	わ か め 漁 業		
	同	あ わ び 漁 業		
留海共第6号	第1種共同漁業	こ ん ぶ 漁 業	初山別村地先	初山別村
	同	う に 漁 業		
留海共第7号	第1種共同漁業	つ ぶ 漁 業	羽幌町地先	羽幌町大字 焼尻
	同	ぎ ん な ん そ う 漁 業		
	同	こ ん ぶ 漁 業		
	同	の り 漁 業		
	同	ふ の り 漁 業		
	同	も ず く 漁 業		

留海共第8号	第1種共同漁業	わかめ漁業	}	羽幌町地先	}	羽幌町大字 天売
	同	あわび漁業				
	同	いがい漁業				
	同	うに漁業				
	同	つぶ漁業				
	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業				
	同	こんぶ漁業				
	同	てんぐさ漁業				
留海共第9号	同	のり漁業	}	増毛町地先	}	増毛町
	同	ふのり漁業				
	同	わかめ漁業				
	同	あわび漁業				
	同	いがい漁業				
	同	うに漁業				
	同	つぶ漁業				
	第1種共同漁業	たこ漁業				
留海共第10号	第2種共同漁業	あいなめ・ながずか・そい刺し網漁業	3月1日から 12月31日まで	}	}	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは90メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。
	同	かすべ・あんこう刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	かれい刺し網漁業	1月15日から 5月31日まで			
	同	にしん刺し網漁業				
	同	はたはた刺し網漁業	11月1日から 12月31日まで			
	同	ひらめ刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	ます・ひらめ・いか・さば小型定置網漁業	3月1日から 8月31日まで			
	同	かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	1月1日から 12月31日まで			
留海共第11号	第1種共同漁業	えぞばかがい漁業	}	留萌市及び小平町地先	}	留萌市並びに小平町字白谷、字小平町及び字花岡
	同	ほっきがい漁業				
	同	たこ漁業				
	同	なまこ漁業				

留海共第12号	第2種共同漁業	あいなめ・ながずか・そい刺し網漁業	3月1日から 12月31日まで				<p>(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p> <p>(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは90メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。</p>
	同	かすべ・あんこう刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	同	かれい刺し網漁業					
	同	しらうお刺し網漁業	4月1日から 6月30日まで				
	同	にしん刺し網漁業	1月15日から 5月31日まで				
	同	はたはた刺し網漁業	11月1日から 12月31日まで				
	同	ひらめ刺し網漁業	1月1日から				
	同	ひらつめがにかご漁業	12月31日まで				
	同	ます・ひらめ・いか・さば小型定置網漁業	3月1日から 8月31日まで				
	同	かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	1月1日から 12月31日まで				
留海共第13号	第1種共同漁業	つぶ漁業	小平町地先		小平町字大 椴及び字鬼 鹿	なし	
	同	えぞばかがい漁業					
	同	ほっきがい漁業					
	同	たこ漁業					
	同	なまこ漁業					
留海共第14号	第2種共同漁業	あいなめ・ながずか・そい刺し網漁業	3月1日から 12月31日まで			<p>(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p> <p>(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは90メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。</p>	
	同	かすべ・あんこう刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	同	かれい刺し網漁業					
	同	にしん刺し網漁業	1月15日から 5月31日まで				
	同	はたはた刺し網漁業	11月1日から 12月31日まで				
	同	ひらめ刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	同	ます・ひらめ・いか・さば小型定置網漁業	3月1日から 8月31日まで				
	同	かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	1月1日から 12月31日まで				

留海共第15号	第1種共同漁業	えぞばかがい漁業		} 苫前町地先	}	苫前町	なし
	同	ほっきがい漁業					
	同	たこ漁業					
	同	なまこ漁業					
留海共第16号	第2種共同漁業	あいなめ・ながずか・そい刺し網漁業	3月1日から 12月31日まで	} 羽幌町地先	}	羽幌町（大字天売及び大字焼尻を除く。）	<p>(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p> <p>(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。</p> <p>ア 身網の大きさは90メートル以下でなければならない。</p> <p>イ 網は、水面から水深の2分の1以上に敷設しなければならない。</p>
	同	かすべ・あんこう刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	同	かれい刺し網漁業					
	同	しらうお刺し網漁業	4月1日から 6月30日まで				
	同	にしん刺し網漁業	2月1日から 6月30日まで				
	同	はたはた刺し網漁業	11月1日から 12月31日まで				
	同	ひらめ刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	同	ひらつめがにかご漁業					
	同	ます・ひらめ・いか・さば小型定置網漁業	3月1日から 8月31日まで				
	同	かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	1月1日から 12月31日まで				
留海共第17号	第1種共同漁業	あわび漁業		} 羽幌町地先	}	羽幌町（大字天売及び大字焼尻を除く。）	なし
	同	うに漁業					
	同	つぶ漁業					
	同	えぞばかがい漁業					
	同	ほっきがい漁業					
	同	たこ漁業					
	同	なまこ漁業					
留海共第18号	第2種共同漁業	あいなめ・ながずか・そい刺し網漁業	3月1日から 12月31日まで	} 羽幌町地先	}	羽幌町（大字天売及び大字焼尻を除く。）	<p>(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p>
	同	かすべ・あんこう刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	同	かれい刺し網漁業					
	同	しらうお刺し網漁業	4月1日から 6月30日まで				
	同	にしん刺し網漁業	2月1日から 6月30日まで				

	第2種共同漁業	はたはた刺し網漁業	11月1日から 12月31日まで				(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは90メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	
	同	ひらめ刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで					
	同	ます・ひらめ・いか・さば小型定置網漁業	3月1日から 8月31日まで					
	同	かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	1月1日から 12月31日まで					
留海共第19号	第1種共同漁業	えぞばかがい漁業		初山別村地先		初山別村	なし	
	同	ほっきがい漁業						
	同	たこ漁業						
	同	なまこ漁業						
留海共第20号	第2種共同漁業	あいなめ・ながずか・そい刺し網漁業	3月1日から 12月31日まで				(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	
	同	かすべ・あんこう刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで					
	同	かれい刺し網漁業	2月1日から 6月30日まで					
	同	にしん刺し網漁業						
	同	はたはた刺し網漁業	11月1日から 12月31日まで					
	同	ひらめ刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで					
	同	ます・ひらめ・いか・さば小型定置網漁業	3月1日から 8月31日まで					
留海共第21号	第1種共同漁業	えぞばかがい漁業	1月1日から 12月31日まで					遠別町地先
	同	ほっきがい漁業						
	同	たこ漁業						
	同	なまこ漁業						
留海共第22号	第2種共同漁業	かすべ・あんこう刺し網漁業					(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	
	同	かれい刺し網漁業						
	同	しらうお刺し網漁業						4月1日から 6月30日まで
	同	にしん刺し網漁業						2月1日から 6月30日まで
	同	はたはた刺し網漁業	11月1日から 12月31日まで					

留海共第23号	第2種共同漁業	ひらめ刺し網漁業	1月1日から	天塩町及び幌延町地先	天塩町及び幌延町	(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは90メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。				
	同	ひらつめがにかご漁業	12月31日まで							
	同	ます・ひらめ・いか・さば小型定置網漁業	3月1日から 8月31日まで							
	同	かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	1月1日から 12月31日まで							
留海共第24号	第1種共同漁業	えぞばかがい漁業	3月1日から 12月31日まで				羽幌町地先	羽幌町大字 焼尻	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは90メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	
	同	ほっきがい漁業								
	同	たこ漁業								
	留海共第24号	第2種共同漁業								あいなめ・ながずか・そい刺し網漁業
同	同	かすべ・あんこう刺し網漁業								1月1日から 12月31日まで
同	同	かれい刺し網漁業								4月1日から 6月30日まで
同	同	しらうお刺し網漁業								
同	同	にしん刺し網漁業		2月1日から 6月30日まで						
同	同	ひらめ刺し網漁業		1月1日から 12月31日まで						
同	同	ひらつめがにかご漁業								
同	同	ます・ひらめ・いか・さば小型定置網漁業	3月1日から 8月31日まで							
同	同	かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	1月1日から 12月31日まで							
留海共第25号	第1種共同漁業	たこ漁業	2月1日から 6月30日まで							
同	なまこ漁業									
留海共第26号	第2種共同漁業	あいなめ・ながずか・そい刺し網漁業			3月1日から 12月31日まで					
同	同	かすべ・あんこう刺し網漁業			1月1日から 12月31日まで					
同	同	かれい刺し網漁業			1月1日から 12月31日まで					
同	同	にしん刺し網漁業								
同	同	ひらめ刺し網漁業								
同	同	ほっけ刺し網漁業								
同	同	ます・いか・いかなご・ほっけ小型定置網漁業		3月1日から 8月31日まで						

留海共第27号	第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで		羽幌町大字 天売	なし
	同	なまこ漁業				
留海共第28号	第2種共同漁業	あいなめ・ながずか・そ い刺し網漁業	3月1日から 12月31日まで			(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは90メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以下に敷設しなければならない。
	同	かすべ・あんこう刺し網 漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	かれい刺し網漁業				
	同	たら刺し網漁業	11月1日から 翌年 6月30日まで			
	同	にしん刺し網漁業	2月1日から 6月30日まで			
	同	ひらめ刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	ほっけ刺し網漁業				
	同	ます・いか・いかなご・ ほっけ小型定置網漁業	3月1日から 8月31日まで			
	同	かれい・ひらめ・ほっけ 底建網漁業	1月1日から 12月31日まで			
留海共第29号	第1種共同漁業	たこ漁業		増毛町、留萌市、 小平町、苫前町、 羽幌町、初山別 村、遠別町、天 塩町及び幌延町 地先	増毛町、留 萌市、小平 町、苫前町、 羽幌町、初 山別村、遠 別町、天塩 町及び幌延 町	
留海共第30号	第2種共同漁業	かすべ・あんこう刺し網 漁業				
	同	かれい刺し網漁業				
	同	さめ刺し網漁業	10月15日から 12月31日まで			
	同	たら刺し網漁業	11月1日から 翌年 6月30日まで			
	同	ひらめ刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	ほっけ刺し網漁業				

北海道告示第1014号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、留萌海区における区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで

- 3 存続期間 免許の日から平成20年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容			た る べ き 事 項		地元地区	制 限 又 は 条 件
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域		
増海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から 12月31日まで	増毛町地先	留萌海区漁業調整 委員会に備え置く 漁場図のとおり	増毛町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、 昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞ れ80センチメートル以上の赤色の標識を、 夜間にあつては電灯その他の照明による 標識を、水面1.5メートル以上の高さ に設置しなければならない。
小平海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業		小平町地先		小平町	
小平海区第2号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
苫前海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業		苫前町地先		苫前町	
羽海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業		羽幌町地先		羽幌町（大 字天売及び 大字焼尻を 除く。）	
羽海区第2号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業	羽幌町大字天売 地先	羽幌町大字 天売			
羽海区第3号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業	羽幌町大字焼尻 地先	羽幌町大字 焼尻			
初海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業	初山別村地先	初山別村			
初海区第2号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
初海区第3号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
遠海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業	遠別町地先	遠別町			
遠海区第2号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業					
天塩海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業	天塩町地先	天塩町			

北海道告示第1015号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、内水面における共同漁業の
免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月2日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、関係地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容			た る べ き 事 項		関係地区	制 限 又 は 条 件
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域		
石内共第1号	第1種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	石狩市及び札幌 市	北海道内水面漁場 管理委員会に備え 置く漁場図のと おり	石狩市	な し
	第5種共同漁業	わかさぎ漁業					
	同	やつめうなぎ漁業					
	同	えび漁業					
石内共第2号	同	もくずがに漁業					
	第5種共同漁業	わかさぎ漁業	札幌市、江別市、 石狩市、当別町、	札幌市、江 別市、当別			
	同	やつめうなぎ漁業					

日内共第2号	第5種共同漁業 第5種共同漁業 同	きゅうりうお漁業 こい漁業 やまべ漁業	}	浦河町	}	浦河町
十内共第1号	第5種共同漁業	あめます漁業				
十内共第2号	第1種共同漁業	わかさぎ漁業	}	大樹町	}	大樹町
十内共第3号	第5種共同漁業	わかさぎ漁業				
十内共第4号	第1種共同漁業	じゅんさい漁業	}	豊頃町	}	豊頃町及び 浦幌町
十内共第5号	第5種共同漁業	わかさぎ漁業				
釧内共第1号	同	えび漁業	}	白糠町	}	白糠町
釧内共第2号	第5種共同漁業	ししゃも漁業				
釧内共第3号	第5種共同漁業	ししゃも漁業	}	音別町	}	白糠町及び 音別町
釧内共第4号	同	きゅうりうお漁業				
釧内共第5号	第5種共同漁業	ししゃも漁業	}	釧路市 釧路市及び釧路 町	}	釧路市 釧路市及び 釧路町
釧内共第6号	第5種共同漁業	ししゃも漁業				
釧内共第7号	第1種共同漁業	あさり漁業	}	浜中町	}	浜中町
	同	うに漁業				
	同	かき漁業				
	第5種共同漁業	ちか漁業				
	同	かれい漁業				
	同	くりがに漁業				
	同	あさり漁業				
釧内共第8号	第1種共同漁業	うに漁業	}	標茶町	}	標茶町
釧内共第9号	同	かき漁業				
同	第5種共同漁業	ちか漁業				
釧内共第8号	同	かれい漁業	}	標茶町	}	標茶町
釧内共第9号	同	くりがに漁業				
同	第1種共同漁業	あさり漁業				
釧内共第9号	同	ひし漁業	}	標茶町	}	標茶町
同	同	たにし漁業				

釧内共第10号	第1種共同漁業	ま り も 漁 業	}	阿寒町	}	阿寒町
	第5種共同漁業	わ か さ ぎ 漁 業				
	同	こ い 漁 業				
	同	は ぜ 漁 業				
	同	え び 漁 業				
	同	ふ な 漁 業				
	同	ざ り が に 漁 業				
	同	あ め ま す 漁 業				
	第5種共同漁業	わ か さ ぎ 漁 業				
	同	ひ め ま す 漁 業				
同	に じ ま す 漁 業					
同	あ め ま す 漁 業					
同	こ い 漁 業					
同	ふ な 漁 業					
同	え び 漁 業					
同	い と う 漁 業					
同	ざ り が に 漁 業					
同	や ま べ 漁 業					
同	は ぜ 漁 業					
釧内共第11号	第5種共同漁業	あ め ま す 漁 業	}	根室市	}	根室市豊里、 温根元、納 沙布、瑛瑤 瑠、齒舞、 双沖及び友 知
同	第1種共同漁業	あ さ り 漁 業				
根内共第1号	第5種共同漁業	ち か 漁 業	}	根室市	}	根室市幌茂 尻、温根沼、 春国岱、東 梅、酪陽、 川口、湖南 及び檜昔並 びに別海町 奥行、走古 丹及び国土 地理院三角 点（原賛）
根内共第2号	第5種共同漁業	わ か さ ぎ 漁 業				

根内共第3号	第1種共同漁業 第5種共同漁業 同	しじみがい漁業 わかさぎ漁業 ちか漁業	}	根室市及び別海町	}	以北を除く 本別海
根内共第4号	第1種共同漁業 第5種共同漁業 同	しじみがい漁業 わかさぎ漁業 ちか漁業		別海町		別海町興行、 走古丹及び 国土地理院 三角点（原 贗）以北を 除く本別海 並びに根室 市幌茂尻、 温根沼、春 国岱、東梅、 酪陽、川口、 湖南及び檜 昔
根内共第5号	第1種共同漁業 第5種共同漁業 同	しじみがい漁業 わかさぎ漁業 ちか漁業				
網内共第1号	第1種共同漁業 同 第5種共同漁業 同 同	しじみがい漁業 おごのり漁業 わかさぎ漁業 えび漁業 こい漁業	}	網走市及び小清水町	}	網走市及び 小清水町
網内共第2号	第1種共同漁業 第5種共同漁業 同	しじみがい漁業 わかさぎ漁業 にしん漁業		網走市		網走市
網内共第3号 網内共第4号	第1種共同漁業 第1種共同漁業 第5種共同漁業 同 同 同	しじみがい漁業 しじみがい漁業 わかさぎ漁業 しらうお漁業 こい漁業 えび漁業		網走市及び女満別町		網走市及び 女満別町
網内共第5号	第1種共同漁業 同 同 同 同 同	ほたてがい漁業 かき漁業 つぶ漁業 ほくかいえび漁業 うに漁業 ほっきがい漁業 あさり漁業	}	網走市	}	網走市

	第5種共同漁業	か れ い 漁 業				
	同	に し ん 漁 業				
	同	ち か 漁 業				
	同	きゅうりうお漁業				
網内共第6号	第1種共同漁業	しじみがい漁業	常呂町		常呂町	
網内共第7号	第5種共同漁業	わかさぎ漁業	} 佐呂間町		} 佐呂間町	
	同	しらうお漁業				
	同	ちか漁業				
	同	きゅうりうお漁業				
網内共第8号	第5種共同漁業	わかさぎ漁業	} 湧別町		} 湧別町	
	同	しらうお漁業				
	同	ちか漁業				
	同	きゅうりうお漁業				
網内共第9号	第1種共同漁業	しじみがい漁業	} 紋別市及び湧別町		} 紋別市及び湧別町	
	第5種共同漁業	わかさぎ漁業				
	同	えび漁業				
網内共第10号	第1種共同漁業	しじみがい漁業	} 紋別市		} 紋別市	
	同	あさり漁業				
	第5種共同漁業	わかさぎ漁業				
	同	えび漁業				
網内共第11号	第1種共同漁業	しじみがい漁業	雄武町		雄武町	
宗内共第1号	第1種共同漁業	しじみがい漁業	} 浜頓別町		} 浜頓別町	
	第5種共同漁業	わかさぎ漁業				
	同	えび漁業				
宗内共第2号	第1種共同漁業	しじみがい漁業	猿払村		猿払村	
宗内共第3号	第1種共同漁業	しじみがい漁業				
留内共第1号	第1種共同漁業	しじみがい漁業	} 天塩町及び幌延町		} 天塩町及び幌延町	
	第5種共同漁業	わかさぎ漁業				
空内共第1号	第5種共同漁業	わかさぎ漁業	} 幌加内町		} 幌加内町	
	同	やまべ漁業				
	同	こい漁業				
	同	ふな漁業				
	同	いとう漁業				
	同	あめます漁業				
	同	えび漁業				

空内共第2号

第5種共同漁業
同
同

こ い 漁 業
わ か さ ぎ 漁 業
ふ な 漁 業

月形町及び北村

月形町及び
北村

